

令和6年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和6年6月19日 開会

令和6年6月21日 閉会

奈井江町議会

令和6年第2回奈井江町議会定例会

令和6年6月19日（水曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 特別行政報告（町長）
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 報告第 1号 令和5年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第 2号 奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第 9 議案第 1号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 2号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 3号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公 博
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。第2回定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和6年奈井江町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番篠田議員、4番遠藤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から21日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から21日までの3日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりでありますので、ご了承をお願いします。

2. 議会運営委員会報告

(10時02分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和6年4月30日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③新庁舎における議会運営について。

委員会開催日、令和6年6月13日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議会審議・審議順序について、③町政一般質問について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案、調査について。

以上です。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

皆さん、おはようございます。第1回定例会以降のまちづくり常任委員会所管事務調査報告をいたします。

3回の調査を行っております。開催日順に報告をいたします。

委員会開催日、4月17日、調査事項、調査第1号地域公共交通について、担当課の

出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、地域公共交通は、これまでも乗降調査による利用ニーズの把握や地区住民からの要望を取り入れ、乗車率や利便性の向上、運行の効率化にも考慮したルート・停留所の変更がなされてきた。利用状況では、令和2年春以降、コロナ禍の影響で外出自粛などにより利用実績が停滞していたが、コロナ禍が5類感染症に移行してからは、外出される町民が増え、町民の足としての利用者が徐々に増えてきていることが報告された。町営バスや乗り合いタクシーは、高齢化が進み高齢者の運転免許証返納の増加などにより、ますます重要になることが見込まれている。現在、導入に向けての検討中であるが、多世代共生型交通システムについては、地域の実情を十分考慮した上で、町民が利用しやすいシステムとなるよう配慮していただくとともに、また、現在休業中の福祉タクシーについても、身体の不自由な方や在宅介護を進める上で必要不可欠なものであることから、早めの解決策を見いだしていただくよう望むものである。

委員会開催日、5月16日、調査事項、調査第2号高齢者福祉計画（地域包括ケア計画）について、担当課の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い、検討した。

説明員、調査内容については、記載のとおりでございます。

意見・要望につきましては、急速に高齢化が進行する中、住み慣れた地域で安心して暮らすため、町の特徴を生かした医療や介護予防、生活支援などを切れ目なく提供する地域包括ケアの構築に向けた取組や高齢者の社会参加への機会の確保、健康で生きがいを持った生活を持続できる体制づくりが急務となっている。本町はこれまで、早期から医療・保健・福祉・介護の連携を進めており、住まいの充実ではサービス付き高齢者向け住宅が整備されるなど、一体的な包括ケアシステムを積極的に進めてきたことは大いに評価するものである。今後も第9期高齢者福祉計画に基づき、奈井江町にふさわしい地域包括ケアシステムの取組の強化や、社会福祉協議会や関係機関との連携・情報共有等、介護予防・日常生活支援などを総合的に進める地域支援事業の着実な推進に引き続き努力願いたい。

委員会開催日、5月31日、調査事項、調査第3号公設塾「ななかま」の運営状況について、担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、公設塾が子どもを対象に取り組む「自ら学ぶ力を育むサポート」は、毎日の学習習慣や基礎学力の定着、苦手意識の克服など子どもたちの学習意欲の向上に大きな役割を担っている。本町では、この取組を小学生の頃から実施し、早い段階で毎日の学習習慣や学びの楽しさが身につくことが、学力の向上につながることを期待できる。現在、通塾人数が対象学年の児童数の約半数利用しており、ほかの習い事などがある中、利用率の高さがうかがえる。引き続き、学習サポートのほか様々な取組により、子どもたちが学ぶことが楽しいと思ってもらえるような塾の運営に努めていただきたい。

以上、所管事務報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、3月19日、4月10日、4月18日、4月24日、計4回の委員会を開催し、議会だより第35号の編集と校正を行い、5月15日には議会だより第35号の発行をいたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納検査報告につきましては、書面報告のとおりでありますのでご了承を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 特別行政報告

(10時10分)

●議長

日程第4、町長より特別行政報告の申出がありましたので、発言を許可いたします。
町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。新庁舎になって初めての議会となりますけれども、多くの方々にご支援、ご協力を賜りながら本当に立派な庁舎を建設することができました。この庁舎が新たな町の発信拠点として町民の皆さんに愛される庁舎となることを改めて期待をしているところでもあります。

今ご許可を頂きましたので、私から、奈井江町立国保病院の敷地内調剤薬局の今後の運営について、報告をさせていただきます。

本年6月からの診療報酬改定により、医療機関と同一敷地内にある薬局の診療報酬が大幅に引下げとなり、奈井江町立国保病院に隣接する調剤薬局事業所より、今後の経営の見通しが立たない状況となったことから、撤退の申出がありました。

今回の診療報酬改定における医療機関と同一敷地内薬局に関する評価の見直しにおいては、薬局の基本的な診療報酬である調剤基本料の算定区分見直しと点数が引き下げられたほか、地域支援体制や後発医薬品調剤体制などの加算においては、これまで一般調剤薬局の診療報酬の2割減となる8割を算定できましたが、今回の改定では、9割減の1割しか算定できなくなるなど、敷地内薬局を運営する事業所にとっては、極めて厳しい内容となりました。

敷地内薬局は、保険薬局の独立性と患者の利便性の両立を図るため、規制緩和により平成28年に可能とされましたが、現状では、開設者が300店舗以上の大手薬局グループによる場合が多く、一部に偏っていることなどにより、大幅な引下げが行われたものであります。

奈井江町では、病院の在り方検討委員会の答申を踏まえ、経営改善や薬剤師確保などの課題解消に向けて、院外薬局の公募を行い、令和3年調剤薬局を開設いただきました。

経営状況としては、当初計画に沿った運営が行われ、昨年からは黒字経営となっていました。今回の改定により赤字に転落する見込みとなり、将来的にも安定した経営は見込めない状況となったことから、撤退の意向が3月に伝えられました。以降、私どもと情報共有を図りながら、北海道厚生局に対し、地域の実態を訴えながら、敷地内薬局に対する診療報酬の詳細の確認をはじめ、敷地内薬局事業所と継続に向けた協議や対応の検討、撤退した場合における患者対応の検討や医薬分業制度との整合性など、関係機関と確認や協議を進めてきたところです。

また、敷地内薬局の状況として、都市部と奈井江町などの過疎地域における運営状況は、異なっていること、地方では、病院の薬剤師確保を課題とする中、敷地内薬局が課題解消を図り地域医療を支えている実態もあることから、厚生労働省の保険局医療課・

国民健康保険課、総務省準公営企業室などに対し、地域の実態を訴えるとともに敷地内薬局に関する議論においては、地域の実態を踏まえ、地域医療を守る観点で行うよう、要請と協議を行ってきました。

これまでの間、町としては、患者の視点に立ち、継続に向けた対応について検討をしまいましたが、特定の薬局に対応した取組は、医療機関と薬局の独立性から原則禁止であること、また院内薬局の再開については、医薬分業の制度に即した運営をはじめ、薬剤師確保や設備投資が必要であり、人材確保や経営改善に取り組んでいる現状を踏まえ、極めて難しいと判断をしたところであります。

このような経過を踏まえ、6月10日、薬局事業所としての最終的な考えとして、8月に土地の賃貸契約解除の申出を行い、土地の原状回復が終了した11月に返還するスケジュールを進めていく意向が町に伝えられました。

私からは、町民へのお知らせを行いながら、今後の対応を進めていくためにも期間が必要であり、撤退の期間延期について、再考を求めたところであります。

今後、町内の薬局事業所への説明や、より一層のご協力をお願いしながら、速やかに対応などの相談をしまいたいと考えています。

いずれにいたしましても、町として実施可能な対応については、検討の上、進めてまいたいと考えておりますので、ご理解を頂きますようお願いを申し上げます。

以上、特別行政報告とさせていただきます。

●議長

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第5 行政報告

(10時16分)

●議長

日程第5、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

それでは引き続き、一般行政報告をさせていただきます。令和6年第1回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課についてですが、5月2日に旧庁舎の閉庁式を行い、52年の歴史に幕を閉じました。閉庁後の庁舎は、子どもたちが自ら企画して思い出づくりにお絵描きイベントを開催し、思いのまま自由に絵を描き、旧庁舎の最後に花を添えていただきました。

また、消防署員はふだんの訓練ではできない、エンジンカッターを使って鉄の扉をこじ開ける本番さながらな訓練を行うなど、最後まで有意義な活用をしていただきました。

また、ゴールデンウイーク明けの5月7日には、新庁舎の開庁式が挙行され、空知総合振興局長や管内市町長・議長、工事関係者など約50名の方にご出席を頂きました。

開庁から約1か月半がたち、やっと新しい環境に慣れてきたところではありますが、行政機能が集約された新庁舎では町民の利便性も向上され、新たな気持ちでこれまで以上に職員一丸となって住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、6月7日には現内閣官房参与の山崎史郎氏をお迎えして開町80周年の記念講演会を開催したところであります。当日は、近隣市町の議会議員や管内の首長をはじめ、町民の皆さんにも参加いただき約190名の方にご来場いただきました。講演では、人口減少の問題とこれからの地域社会の在り方についてご講演を頂き、住まいの保障や夫の育児時間の重要性など、人口減少や出生率の向上対策の視点などについて説明を受けたところであります。奈井江町においても各分野で直面している大きな課題として真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課関係ですが、3月29日にまち中音楽×USENセレモニーを開催し、まち中音楽事業の第一歩を踏み出したところであります。町内の主な公共施設に有線を設置し、これまで築いてきた音楽の素養やこれから進めるまち中音楽事業の効果をより高める一助として活用を進めてまいりたいと考えておりますが、同時に町民の皆さんの意見もしっかりと把握しながら、事業の検証も行ってまいりたいと考えております。

今後は、まち中音楽事業を本格的に進め、いつでもどこでも音楽に触れることができ、音楽を基点にした人と人がつながるまちづくりを目指してまいります。

次に、4月22日には地域活性化企業人派遣協定の締結式を挙行了しました。既に派遣を頂いているニコン日総プライムからさらに1名の派遣を頂いたところであります。今回派遣いただいた企業人は、役場職員が横展開で実施しているアクションチームと共にまち中音楽事業を実施していくとともに、地域活性化企業人副業型の2名とチームを組みながら、ふるさと納税の内製化や返礼品の拡大等の研究にも取り組んでいくこととしております。

いずれにいたしましても、民間企業のノウハウをフルに活用しながら、町のにぎわいや経済効果などを高めていけるよう研究してまいります。

最後に、産業観光課関係ではありますが、5月19日、住友電工本社幹部の方々が参加する中で、北海道住電精密、北海道電気ほかが主催の芝桜まつりに出席させていただきました。コロナ禍で5年ぶりの開催となりましたが、当日は天候にも恵まれ、町内外からわざわざ多くの方が訪れてくれました。住電精密が10周年を記念して始まった行事ですが、今では町の一大イベントとして多くの方が楽しまれ、本当にまちづくりの一翼を担っていただいていることに感謝を申し上げる次第であります。

今後におきましても、関係団体や立地企業をはじめ、町民の皆様と共に協働のまちづくりがより広がるよう努めてまいります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

(10時23分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

4月1日、教職員辞令交付式で、今年度、新たに赴任をした奈井江中学校の坂本征人校長、平井数矢教頭、そして奈井江小学校の山元恵教頭など13名の教職員に辞令交付を行っております。

また同日、公設塾ななかまの講師1名、コンディショニングトレーナーの1名に対する辞令が交付されるとともに、次ページになってしまいますが、5月の1日には、まち中音楽事業に取り組む協力隊2名への辞令交付が行われております。

すみません、1ページにお戻りください。

4月の5日、奈井江小・中学校において、始業式と入学式を開催しております。今年度の新入学者数は、奈井江小学校が26、奈井江中学校が22、全校生徒数は、奈小が179人、奈中が93人となっております。

翌週の8日には、奈井江商業高校でも入学式が行われ、新入生9名、奈井江中学校から2名が入学をし、全校生徒が24名となったところであります。

4月23日、子ども読書の日に当たるこの日、町図書館で第1回目となるキッズデーを開催しております。あらかじめ子どもたちが泣いても、声を出しても、少し走り回ってもいい日として設定をし、周知をし、実施をしておりますが、今後も月1回のペースで開催をしていきたいと考えております。

最後に1点、報告書には記載がありませんが、令和5年度の繰越し事業として取り組んできました小中学校へのエアコンの設置については、中学校で昨日、小学校で来週、設置事業が完了し、以後エアコンの使用が可能となり、今回より摂氏28度を基準に冷房を行っていくことを報告申し上げます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

(10時25分)

日程第6 町政一般質問

(10時27分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第6、町政一般質問を行います。質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時27分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

改めまして、おはようございます。7番笹木利津子です。新庁舎での初めての定例会で一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、さきに通告しましたとおり、町長に2点質問させていただきます。

初めに、外国人材の受入れと多文化共生社会について質問いたします。

国は、これまで様々な問題が生じていた技能実習制度を廃止し、新たに外国人材の確保と育成を目的に育成就労制度として本年から実施するに至りました。これまで国際貢献としていた制度の目的を改め、はっきりと労働者としての人材確保と人材育成とした上で積極的な受入れを進める方針を明確にいたしました。あらゆる分野で蔓延している深刻な人手不足が背景であることは間違いありません。

都市以外でも今後、外国人材の受入れの拡大は喫緊の課題であります。新しい制度となっても外国人材の受入れそのものは、国や道及び企業、業界団体において主導的に行うこととなりますが、市町村においても外国人材が地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入れ支援や暮らしやすい多文化共生支援を行うことが重要となります。

制度の変更に伴い、外国人材の受入れ数も拡大していくものと予想いたします。一方で、人手不足に悩み、外国人材をこれから受け入れたい、また増やしていきたいという中小企業も多くなってくるのではないかと考えますが、受入れのためのノウハウや体制に行き届かない中小企業もあると思います。町としてこのような企業に対しての支援についての町長のお考えをお伺いいたします。

また、新しい制度では特定技能へのつながりが重視されることになっており、今後は

在留期間が長くなり、特定技能2号では期間に上限がないため、家族の帯同や永住も可能になります。その場合、外国人材の住居の確保についても対応が必要となります。当然、受入れ当初の段階では、企業や管理団体が宿舍等を準備すると思いますが、家族が来日した場合や永住する場合は、宿舍では対応できません。このようなことを想定して外国人向けに町営住宅の外国人入居や空き家についても検討していくべきではないでしょうか。

いずれにしましても、外国人材を地域社会が支え、共に暮らす町民として受け入れ安心して住み続けてもらうために、官民協働で注力するべきと考え、今回の質問といたしました。町長のお考えをお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

(10時31分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員から、外国人材の受入れと多文化共生社会ということであります。

我が国の労働力不足が深刻化する中でこれまで外国人の受入れは、技能実習制度特定技能制度の中で行われてまいりました。技能実習の目的が形骸化している。技能実習現場における賃金の未払いでありますとか、人権の侵害がある。長期的な労働力の確保が困難である。また、ハラスメントや思想の問題等々社会的な問題が生じており、国は今ほどご指摘もありましたけれども、国際貢献という目的と人手不足を補う労働力としての実態が乖離していることなどの制度上の課題があることから、外国人に魅力ある、選ばれる国を目指して技能実習制度を廃止し、人材確保や人材育成を目的とする育成就労制度へ移行するために今国会に改正法案を提出し、去る14日に法案が可決したところであります。

この育成就労制度は、2027年までに施行されることとされており、特定技能との連動を明確化するとともに、就労期間や日本語能力などの一定の要件の下、本人の意向による転籍も認め、さらには特定技能2号として働く方は、在留期間に制限がなく、家族帯同や永住許可のルートが開かれ、企業に長期雇用が可能となります。この制度改正により企業も活用の幅が広がることから、外国人就労の増加が想定され、町内各分野における人材不足解消にもつながるものと期待しているところでもあります。

最初の質問にあります中小企業に対する支援策についてですけれども、全国的に企業における人材確保が深刻化している中で、本町の様々な業種においても人口減少を起因とした人手不足が課題であると認識をしており、地域における新たな担い手として外国人材を受け入れていくことが、本町の企業や、また農業分野においても必要であると考えております。

現在、担当課が把握しております町内事業所における外国人材については、6事業所において17名を受け入れており、そのうち技能実習制度が11名、特定技能制度が4名となっておりますが、受け入れている事業者からは、言葉などのコミュニケーションや移動手段など、生活環境に関して課題があると伺っております。

今後における外国人材の受入れに関する支援につきましては、まずは町内企業の受入れに関するニーズをはじめ、受入れに関してどのような支援が必要と感じているのか、昨年来、商工会としてもこの問題について十分関心をお持ちで研究会等にも参加をいただいていると伺っておりますし、商工会と連携をして把握する必要があると考えております。その結果を踏まえた上で外国人材の受入れを円滑に進めるためにどのような施策が必要なのか、その有効性や実効性を見極めながら今後における支援の必要性などについて研究してまいりたいと考えております。

また、2つ目の住宅対策ということですが、中小企業への支援策と併せて検討していくことが重要と考えておまして、外国人を受入れする場合には住まいの確保は重要な要素であります。柔軟な姿勢で対応してまいりたいと思っております。今考えられるのは、議員もご指摘の公営住宅でありますとか、そういうところへの特例の入居でありますとか、いろいろなことが想定できますけれども、まずはそのニーズをしっかりと把握しながら、支援策と併せて適切な支援体制の在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時36分)

笹木議員

●7番

今ほど町長から答弁を頂きまして、最もやはり思ったのは、外国人に選ばれる国という言葉は町長はおっしゃいました。私もまさしく同じ思いであります。人材が足りないというのは、この世界の人口減少を見ても明らかで、間違いなく人が足りなくなるというのはもう目の先に見えているのではないかなと思っております。選ばれる町、そうやって行ってほしいなという思いは強いですが、よく私は報道で目にするのですが、本当に長い年数自国を離れて、家族と別れて、日本で働きながら国の家族に仕送りをつけていくという報道をよく目にします。今回の制度改正に伴って家族を日本に呼んで共に生活することが可能な状況がまさしく増えていくのかなというふうにも思っております。

もう一つ、外国人の犯罪も懸念される要因にはなっている声が結構あるようですが、国内でも日本人の重犯罪が多発しています。そんな中で外国人の犯罪を特に大きく取り上げるマスコミの在り方も、私は良しとはいたしません。人材不足は、今ほど町長の答弁にもありましたけれども、喫緊の課題だと思っております。都市に限ってということではないという、そんなときにもう間もなく来るのかなと、そんなふう

思っております。町としてもぜひ、今町長がおっしゃいましたけれども、議論の机に上げていく時期、その時期が果たしていつ頃からスタートができるのか、ぜひ町長に答弁を頂きたいと思っております。

●議長
町長。

(10時38分)

●町長

非常に難しい課題だと思っております。一緒に日本の国づくり、まちづくりを担っていただくパートナーになってもらうんだという姿勢がないと、恐らくいつか見放されるのかなと思っております。そういう意味で今、私の自宅のすぐそばにもミャンマーから来られている方が4名、アパートで生活をしていて、擦れ違うたびにちゃんと挨拶はしてくれるんですが、なかなか日常生活の中で彼女たちが溶け込んでくれるということは、私は過去にご挨拶をさせていただいたとかそういう経緯があるから挨拶してくれると思うんですが、一般の方々に対して、また一般の方々もそれをどのように受け入れたらいいのかという戸惑いがあるのが実は現状だと思っております。まさに今、議員がご指摘のいつからスタートさせるのかということは、今日から明日からということではなくて、逆に言うと今日から、今から共生社会を目指すという原点を皆が自覚するところから始まるべきなのかなというふうに思っております。ぜひ町民の皆様にもそれらの方々に対して声かけをしていただいて、そこに奈井江町での生活を共有していただくということがあれば、議員ご指摘の犯罪だとか、いろんなことにもつながらないといえますか、結びつかずにしっかりとお互いにパートナーとして役割を果たしていけるまちづくりになるのかなと思っております。具体的な回答としてはならないかもしれませんが、まずはそのような思いでしっかりと向き合っていきたい。そして町民の皆さんにも向き合っていきたいというふうに思っております。

●議長
笹木議員。

(10時40分)

●7番

ありがとうございます。よく管内でやはり外国人の方が仕事をされて、特に私が耳にするのは、介護施設で働いているという方もお会いもしていますし、聞きますけれども、本当に勤勉だって。そして私生活もとても真面目だと。そしていつも笑顔と。寂しい環境の中で仕事をしながらも、今町長がおっしゃったとおり、町となかなか打ち解けられない、自分たちだけの世界なのでしょうけれども、一生懸命笑顔で仕事をしてくださっているという状況は耳にしております。そして今、ITとか、よくニュースで見ますよ。ロボットが要するに研究が進んでいて、人がいなくてもあたかも大丈夫なようなニュースも流れます。でも日本という国は古来からとてもすばらしいものをたくさん持ってい

る国だと私は思っています。そういうものを本当に担い手としてこれから先、長く後世に残していくためには、やっぱり人の手が必要ですし、そして何ぼロボットが作ろうと何しようと、一番要のところというのは人の手が必要なんですよね。そういう部分では、本当に間違いなく足りなくなる人材を考えたときに町長ぜひ、今おっしゃったように時間もかかるでしょうけれども、少しずつそういう方向に向いていくように皆さんで議論していただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入ります。

次に、5歳児健診について伺います。

私は、以前の定例会質問で5歳児健康相談を提案させていただき、実施後、数年がたちます。健やかな子育てには、切れ目のない連続した支援が必要になります。子どもの健診はゼロ歳からスタートして、1歳6か月児健診、3歳児健診となり、4歳・5歳が飛んで就学児健診となります。これは全国の大半の自治体がそうですが、4歳・5歳の健診が行われていない現状であります。そもそも1歳6か月児健診や3歳児健診の目的の一つは、知的発達遅れの発見に努めるところにあると私も認識しております。

ところが、知的発達に遅れはないが落ち着きがない、あるいは対人関係に問題があるといった発達障害に対しては、必ずしもこれまで感度を高めてきたとは言えない状況と言えます。発達障害においては早期発見が大変に有効であることは検証されております。学童期になって発達障害が見受けられるようになった場合、既に二次的といわれる不適応の状態になってしまっていることが多く、幼児期の早期の段階で発見し、適切な処置を行うことで多くが予防できることから、その最も適した年齢が5歳児であることは、国の研究においても示されております。

落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適應できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくありません。5歳児健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級で問題なく学べるようになる。実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという報告がございます。小学校入学前の就学時健診もありますが、就学までの期間が短く支援が難しい中、子どもの成長に不安を感じているが、相談できる場がなく一人で抱えてしまう保護者もいると思います。我が子の成長を理解し、関わり方などについて専門家に相談できる場としても5歳児健診と、特に実施後のフォローアップ体制の充実は大変重要と考えます。発達障害などを早く発見し、安心の就学・小学校入学につなげることを目指す5歳児健診、その全国的な実施に向け、国は今年から市区町村の健診費用の助成を開始いたしました。既に実施していただいている5歳児健康相談の結果・検証も踏まえ、奈井江町においての5歳児健診の実施について、町長にお伺いいたします。

●議長

(10時46分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

5歳児健診についてのご質問であります。

乳幼児の健康診査は、母子保健法によって、今ほどご指摘ありましたけれども、1歳6か月児、3歳児に対する実施が義務づけられており、3歳児健診以降就学児健診まで健診がないということから、国は社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進等を目的として、令和5年度から5歳児健診の費用助成を開始いたしました。言語の理解力や社会性の高まり、発達障害等を含めて個々の特性が認知されやすい時期が5歳頃とされております。これ今、議員がご指摘のとおりでありまして、本町におきましては、就学児健診よりももっと前に成長発達のスクリーニング等、個々に合った支援体制が必要であるということで、10年前から5歳児健康相談事業を行ってまいりました。この事業は、事前アンケートにより、保護者に心身、運動、社会性の発達を確認するとともに、こども園や幼稚園の関係者からも、対象児のふだんの様子や社会性等の成長発達の情報収集を行った後、保健師や栄養士、そして保育士との面談を行うことで、対象児の発達状況を保護者と共有して必要な支援を行います。

保護者の相談内容は、本当に繰り返しになりますけれども、議員ご指摘のとおり、好き嫌いがあって困る、お友達と仲よくできているか心配という日常生活上の相談から、落ち着きがない、周囲とうまく関われない、自閉傾向にあるのではないかなど、知的障害や発達障害を疑う相談まで多岐にわたるため、状況に応じて助言したり、保護者の子育ての頑張りを支持したり、必要に応じて専門機関につなげるなどの対応を行ってまいりました。

この事業の前後には、教育委員会及び子育て支援センター、そしてこども園を含む関係者によるカンファレンスにて、必要な検討や支援内容の確認、事業評価、制度管理を行っております。これらの体制で、奈井江町の5歳児は全員相談対応を行い、過去5年間の相談結果としては、合計で147件中25件、17%に当たりますが、発達の特性、いわゆる落ち着きや理解力不足ということでの経過観察、そして12件、8%が自閉傾向や発達障害の疑いで専門相談機関への紹介であったり、また、9件、6%が障害や医療管理のための支援継続という対応をさせていただいています。非常に効果的な事業として継続して実施しており、国が目的としている発達障害などを早く発見し、安心の就学を目指す体制がおおむねできていると思われまます。これは小さな自治体であるがゆえにかと思いますが、国は従来の乳幼児健診に加えて、1か月児と5歳児の健診費用を助成することによって、出産後から就学前までの切れ目のない健診体制の整備を目的しておりますが、5歳児健診に関しては、当町に限らず、これが一番の課題であります。全国的だと思いますが、医師の確保に課題があるということでもあります。医師が不在であるため、5歳児は健康相談として実施しておりますが、その前の1歳6か月、3歳児健診を含め、子育て支援体制の中で子どもの特性を早期に発見し、専門機関につなげ、特性に合わせた適切な支援を行い、保護者に寄り添い、切れ目のない支援体制という役割については、しっかりと果たしていきたいというふうに考えています。

今後におきましては、現在の5歳児健康相談の制度を確保しつつ、今ほども申し上げ

ましたけれども、医師の確保を図れるような医療機関との連携をさらに探ってまいりたいと考えており、5歳児健診の検討について進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

●議長

(10時51分)

笹木議員。

●7番

今、5歳児健診について町長から答弁を頂きましたが、今の報告がございましたとおり、町の子どもの全体数、5歳児一つを見ても全体数がすごく少ない中、要観察というんですか、そういう子どもたちのいかに数値が高いかというのは、言わば驚くほど多くなっているんだなというふうに実感しております。5歳児健診の流れ的にいうと、まず、一次健診では、今町長がおっしゃったように保健師さんとか、集団の遊びの場で確認するとか、観察するとか。問題はこの二次健診、医師による観察、小集団や個別での支援、そして就学時のサポート。私も今回この5歳児健診を質問するに当たって、町長が今答弁された専門医が少ないという部分を本当に強く感じているんです。ですからぜひ実施してほしいと言っても、きっと町長から先生がいなくて足りないんですよという答弁が来るんだろうなと。私、思うんですよ。今回、今年から始まった国の助成ですけども、5歳児健診、自治体の実施する集団健診で1人当たり3,000円を上限に国の費用の2分の1を補助する。私は基本的にはこの日本にいる子どもたちの育成、教育も含めて全額国が見るべきだと私は思っています。国の責任だと思っているんですよ。3,000円を上限に2分の1。ましてその先生が絶対数足りないという中で健診を進めましょうという方向性が先に出てきたということも、本当に矛盾はしていると思うんですけども、ぜひ学習というか、私の中で学習すればするほど、5歳児健診、実施してほしいなという思いが物すごく強いものですから、5歳児健康相談に引き続き、5歳児健診の今回質問をさせていただきました。町長の今の答弁ですと、5歳児健診の実施時期、町長はどのようにお考えになりますか。時期ですよ。お考えになりますかと質問して、答えが頂けるのか分かりませんが、伺います。

●議長

(10時54分)

町長。

●町長

なかなか難しいのですが、まさにうちの今の体制で、そこにお医者様がいらっしゃってやれば国から個別健診であれば4,000円、集団健診であれば3,000円ということで、国から助成が来ます。このことについては、今、大方のことをやっているわけですから、私どもとして何ら課題がないわけですけども、まさに課題は医師の確保でありまして、本当に砂川市立病院との病病連携だとかをずっと過去から進めてきている

おかげで、週に1回ですけれども、これだけ小児科医が少ない中で、奈井江町の健康診断、しっかりと体制を確保できているということがあります。それをもう一歩というところではありますが、センター病院である砂川市立病院そのものが、やはり小児科医の確保も非常に苦勞しているというのが実態でありまして、その中でまた1か月あるいは2か月に1回といいながらその時間を割愛していただくということについては、極めて厳しい問題、課題があると思っています。ただし、今、国が全体として進めている、これは子どもたちのためだけではなくて、新聞だとかの報道にもありますように、医師の確保、総合診療医の確保でありますとか、いろんな課題を全部包括した形で議論されなければ解決できないところに至っていますので、そういう意味では、私が最低限できるのは、地方としてそういう現状にあるということ、町村会なり、あるいは厚労省の支えていただいている方々に訴えていくというようなことなのかなと思っています。申し訳ありませんが、期限は明言できませんけれども、そういう働きかけが必要であり、国もそのことは認識はしているけれども具体的にどう動くかということが課題だということだけは議員と共有できるかなと思っています。

よろしく申し上げます。

●議長

笹木議員。

●7番

ぜひ前向きにこの5歳児健診を考えていただくことと思ひ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時57分)

(2. 5番石川議員の質問・答弁)

(11時09分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番石川議員。

(5番 登壇)

● 5番

それでは、通告順に従いまして、大綱2点の一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、奈井江町の地域おこし協力隊についてです。

地域おこし協力隊は、2009年度から総務省によって制度化され、2015年度には全国673の自治体で2,625人の隊員が、昨年度は全国1,164の自治体で約7,200人が活躍されているようです。この制度は、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れ、地域ブランド化や地場製品の開発、販売、プロモーション、都市住民の移住交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの地域協力活動に従事してもらい、併せて隊員の定住定着を図る、この一連の活動を通じて地域力の維持強化を図っていくことを目的としているとあります。その活動の成功事例には、姉妹都市である岡山県高梁市の自然の豊かさを生かした活動や、道内では東川町や喜茂別町など様々な事例が紹介されており、隊員にとっても、自治体にとっても魅力の多い地域おこし協力隊の活動ではありますが、課題やトラブルもあるようです。

奈井江町では現在11名の隊員が採用され、教育委員会の教育支援係に3名、文化振興係に7名、企画財政課政策推進係に1名が配置されております。

質問いたします。

1つ目の質問は、募集をする際、隊員の業務をどのように決めているのかということと、審査採用を決める方法です。募集する場合の隊員の業務の決定や応募者の審査や採用は、誰がどのように行うのかを伺います。

2つ目の質問は、隊員の業務実績をどのように公表しているのか。広報ないえの6月号に活動情報が記載されておりましたが、そのほかに業務実績を公表しているものがあるのかを伺います。

3つ目の質問は、現状の課題についてであります。今いる隊員が活動において課題や悩みを持っているのか。また、そのようなことを話し合う場があるのかということと、奈井江町側には隊員の募集や隊員に対する課題が現在あるのかを伺います。

4つ目の質問は、今後の採用予定についてです。あるとしたら、どのような業務に就く隊員を募集するのかということ。

以上4点を伺いたいと思います。

●議長

(11時13分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

地域おこし協力隊の状況についてのご質問ですけれども、地域おこし協力隊などの地

域外人材を活用する動きは、人口減や少子高齢化が進行する中で、首都圏・都市部の人口集中化の防止策でありますとか、地域力の維持強化を図るための担い手として全国的に活用件数が増加をしており、先ほどご指摘ありましたけれども、前年度から48団体増、1,160団体となったところでもあります。

受入れ可能自治体は全体の約80%を占めているというふうには伺っていますが、本町におきましては、コミュニティカフェの運営から始まった地域おこし協力隊の活用ですけれども、公設塾ななかまや生涯活躍のまちの取組を通して、それぞれが持つスキルを生かした人材の活用により、職員だけでは取り組めなかった事業やイベントで子育て支援や町の活性化に効果を発揮しているというふうには考えています。

1つ目の質問であります隊員の業務や審査採用ということですが、隊員の業務は、現在活動している公設塾ななかま、コンディショニング、まち中音楽事業、共奏ネットワーク事業とそれぞれ活動再開に向け募集している読書推進活動となっております。

いずれの事業においても事業実施に当たっては、担当職員と事前に打合せを行った上で事業を行っているところであります。

また、採用については、一般社団法人の移住交流推進機構などが提供している全国的な地域おこし協力隊募集サイトをベースにして、専門的な知見を有する事業者への委託や専門学校への求人依頼、あるいはオンラインイベントなどの開催などでそれぞれの内容に応じた募集形態を取っていますけれども、書類選考の上で面接を行い採用を行っているところであります。

募集採用に当たっては、町民会をはじめ、まちづくり懇談会、タウンミーティングなどで町民との意見交換で頂いた意見や事業を実施していく中で出てきた課題などから、奈井江町が抱えているまちづくりへの課題解決の取組や地域おこしにつながる魅力ある活動を設定して、それぞれの担当課で募集から採用までを行っているという状況にあります。

次に、隊員の業務実績についての評価についてということだと思いますけれども、これまでの活動を通じて協力隊の認知度はかなり向上していると感じていますが、イベントの参加者や来場者、ななかまの登録者数などなど、それぞれ状況で見てうかがうことができます。近年、奈井江町の協力隊の採用は増加傾向にありますけれども、彼らの活動が奈井江町の知名度向上や地域おこしに大きく貢献をしていると感じているところでもあります。

活動状況は、町広報紙で毎月、事業の周知や報告を行い、事業を行う前にはポスターやチラシの配付、SNSを活用した情報発信など町民への周知も幅広く行ってきているところではありますが、個別人事評価的な形での隊員個々の評価ということについては、具体的には行ってはおりません。チームとしてそれぞれ活動していただいて、その実績が皆さんにも伝わっているのかなと感じているところでもあります。

ただ、そういう中での課題でありますけれども、各活動で共通してですが、継続した人材の採用、任期満了後の定住や起業につながっていないということだと考えています。これは行政サイドからの課題でありますけれども、これからは任期が満了する隊員が継

続的に出てくることから、今後定着に向けた支援の在り方を協力隊の意見を聴きながら検討していきたいと考えています。

また、隊員のほうから活動するに当たっての課題ということについては、特に公式な場を設けてはいませんが、それぞれの活動の中で所管と意思疎通を図りながら受け止めさせていただいて、とにかくせっかく来ていただいた隊員が持てる力量を少しでも発揮していただけるように、意思の疎通を図っているということでもあります。

最後に、今後の採用予定ですけれども、現時点では当初予算で計上しております読書推進活動1名、共奏ネット事業2名がいまだ採用に至っていないことから、継続して募集活動を行っており、加えて令和7年度からの中学生版公設塾の開設を目指して1名の募集を行っているところであります。

先ほど申し上げましたけれども、今後は任期が満了する隊員をどう継続していくかということについては、これは継続の方向でしっかりと考えていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても今後も地域課題を把握した中で取り組む事業内容に応じて専門的スキルなどを考慮した採用を行うとともに、制度の趣旨に基づいて定住定着に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時19分)

石川議員。

●5番

4項目の質問をいたしました。まず一つずつ、再質問をさせていただきたいと思っております。

隊員の審査、それから採用の決定方法、実際の担当課が現在は決められているというご答弁でございましたが、今後、どういう業務を隊員が行う、隊員の業務ですね、それについて町民の意見を聴く必要があるのではないかとこのところが1点であります。

また、活動内容、業務実績と申し上げましたが、活動内容も広い意味で、例えば活動報告会などを開いて町民と直接触れ合う仕組みが必要なのではないかということ、それから課題についてですけれども、私としてはここが一番重要なところだと思うんですけれども、全国的には採用期間が限定されているため、先ほど町長もおっしゃいましたが、期間中の起業準備や収益を目的とした活動が難しいことや、公務員的な枠組みにはめられた動きしかできないなどの課題があるようであります。

さらに、地域の方針や計画に対して住民と意見が対立してしまうことや、地域の文化などの違いに適應することが難しい場合があり、それが原因で地域住民と文化的な誤解やコミュニティの障壁が生じたりする複雑な問題も地方では起きているようであります。

このようなことは今後、奈井江町にも十分起こり得る問題だと思います。このようなことを防ぐための方策も今から考えておく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、今後の採用予定、今、採用予定があるというお話でしたが、創業や事業承継を

目的とした、先ほどの質問にもつながるんですが、業務を特化した形で隊員の募集を行ってはいかがかと、この点をお願いいたします。

●議長

(11時21分)

町長。

●町長

改めての再質問にお答えいたしますけれども、隊員の業務にくるめて言うと、町民の意見を反映させるような仕組みができないかということだと思いますし、町民と触れ合う場がないのではないかとということでのご指摘だと思います。

まさにご指摘のとおりで、今、私も個人的にといいますか、隊員と対して時間をつくって話をする時間を時々設けていますけれども、今、協力隊の諸君が本当にいろんなことをやってくれてこういう事業、こういうイベントが町の人たちにもやっと受け入れられてきたというところなのかなと思っています。これは共奏ネットワークだとかの事業もそうですけれども、それを今後どういう形で町民も一緒に参加する形でといいますが、言葉が町民の皆さんに対して失礼かもしれませんが、町民も巻き込んだというか、町民が主体となってというか、そんな形の仕組みをどうやっていくか、その仕掛けがこれから一番の課題だねということでの意識の共有はさせていただいています。そういう意味で、今石川議員がおっしゃったような、それぞれ今進めているチームの中に町民が入ることがいいのか、あるいは町民でそういう意見交換をする場をつくるのがいいのか、そんなことを今議論する必要があるということでの認識で今内部でも整理をさせていただいていることでありますので、具体的に今ここで申し上げられませんが、その課題は共有しているところであります。それが、まさにこれから続く奈井江町のまちづくりの一番基本になるところかなというふうに思っていますので、ぜひご理解を頂きたいと思います。

そしてもう一つ、期間中の起業ですとか創業に対する準備ができないと。これも、そのことがある程度の基盤ができた場合については、定住の準備に対して一定の国からの助成といえますか、支援がありますという仕組みもできたんですけれども、まさにおっしゃるとおりで、その協力隊の定住に対するニーズと、例えばほかの町では就農したい、農業をやりたいということで協力隊として入って、実習をして、そして就農するというようなことで、最初からしっかりと協力隊自身の目的が定まっている場合については、比較的、人間関係だとか、地域環境だとかが整えば、スムーズに継承につながっていくんだと思うんですけれども、今私どもが取り組んでいるまち中音楽ですとか、町の活性化だということになると、協力隊の皆さんがそれぞれそのために自分なりにわいとして何をしたらいいのか、そしてここで生活するために何を生活の糧として得られるのかということをお彼らも本当に悩みながらいる状況でありますので、そこら辺を一緒に考えていきたいと思っていますし、逆に言うと、議員がご指摘のことは、町内のいろんな事業の承継に向けて、それを目的とした協力隊の採用、募集みたいなことも考えては

いかがかなというご意見だとも受け止めさせていただきますので、それらについてもしっかりと共有させていただきたいというふうに思っています。

これから多くの課題がたくさんあることは認識しておりますけれども、一つ一つ確実に進めていきたい。そして、過去において私どもにも何回か何人かの方々が協力隊として来ていただいて、まさに自分が求めていることと奈井江町との間でのギャップみたいなものもあって、残念ながら1年余りで退任された方たちもいます。ですから本当に協力隊もしっかりと自分自身の目的を持って来ている方と、自分自身の中で協力隊という事業をやりながら自分と町との関連性をつくり上げていきたいという方だとか、いろいろな方がいらっしゃいますので、それらいろいろな形、そして私どもが求めていることをしっかりと明示することでまたそれに合った応募があるのかなと。そういう意味で先ほど申し上げた外部の支援も受けながら募集をしているというようなこともあると思っています。いろいろな形の協力隊の活用をこれからも考えていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長

(11時27分)

石川議員。

●5番

今、ご答弁いただきました。私も同感するところがたくさんあります。その上で再々質問という形で質問させていただきたいと思えます。

私は、この制度を成功させる重要なポイント、今はやっぱり過渡期でございますので、これを今後いろんな課題、問題も克服しながら成功させていく重要なポイントは、隊員と一緒にどのような地域をつくっていただけるのか、住民が地域の将来像を、私たち町民が描き、隊員と共に歩む主体性が必要であり、そのためにも相互のコミュニケーションの場が大切であると思っております。隊員と町民がコミュニケーションを取り、隊員の活動内容がしっかりと見えることにより、双方の理解が進み、隊員の評価を適切に行えると思っております。また、そのことが隊員のやりがいにつながっていくとも考えております。

ここに弘前市の相馬地区の地域おこし協力隊活動応援協議会というものがございまして、その事例があります。町長は既にご存じかもしれませんが、この協議会は市の職員と住民が約40名で構成しております。隊員が地域に早く溶け込めるような支援体制を取っております。その活動は、協議会員が隊員の採用面接の前に交流会を開いて交流し、その後、面接官として参加しております。

また、この地区では隊員の着任前の経歴や写真の全戸配布や、町内会長や商店主など地域のキーマンに挨拶をしたり、住民向けの報告会を行ったりしたり、隊員と町民のコミュニケーションや情報発信の場をつくっております。奈井江町もこのような取組を検討されてはいかがと思えますが、いかがですか。

●議長
町長。

(11時28分)

●町長

ありがとうございます。先進例として大変貴重だと思います。今住民がそこまで一緒に協力隊に向き合ってくれているということは、かなりの協力隊とのこれまでの経験の年数があるのかなというふうに思っています。協力隊が私たちの町にどういう役割を果たしていただけるのかということを住民がしっかりと認知して初めて生まれてくることだと思っています。残念ながら私どもの奈井江町ではまだそこまでのキャリアが積んでいなくて、やっと今協力隊ってこんななんだなというふうに理解を頂けたことだと思っています。先ほど申し上げましたけれども、協力隊もこれから町の人たちの中に入っていきたいという思いを持っていますから、今活動してくれている協力隊の皆さんも含めて、そういう形に住民の中にどうやって入っていくか、そしてその入っていった段階で今議員がご指摘のような形、これからそれをつなげるために地域の人たちが求めているといえますか、思いを感じ取っていただいて奈井江に来ていただける、そんな仕組みができれば本当に素晴らしいことだなというふうに思っています。

ぜひ参考にさせていただきます。

●議長
石川議員。

(11時30分)

●5番

よくトライ・アンド・エラーというようなお話もありますけれども、それは迎える側、私たち町民もそうです。トライ・アンド・エラーは可能なんですよね。しかし来てくれている人、今11名いらっしゃる方も含めて、これから来る人たちもトライはするけれど、エラーをすともう駄目なんですよね。だからやっぱり町民とどれだけ触れ合えるかというのが、私は重要なポイントだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

小規模企業振興に関する条例の制定についてであります。

私は、平成26年に国が小規模企業振興基本法を制定して以来、現在までこの件について2度の一般質問を行っております。1度目は、平成27年12月の第4回定例会で前任者の北良治町長に、また、2度目は令和元年12月の第4回定例会で三本町長に行っております。

1度目の北町長のご答弁は、「国には小規模企業が日本全体を支えているということを理解していただきながら、小規模企業に対しても支援を行うべきだと考えている。奈井江町としても積極的に支援していきたいと考えている」でございました。

2度目の三本町長のご答弁は、「奈井江町の条例を制定するとしたらどこまで踏み込

んだ条例をつくれるのか。理念型の条例でも定めることで商工業者の力になれるかを見極めたい。一緒に勉強させてもらいたい。前向きに取り組む」でございました。この翌年から新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起これ、世界中、日本中がパニックに陥りました。そのためか、それから今までの間、残念ながら何ら具体的な動きが確認されておられません。

また、新型コロナのせいにするわけではありませんが、経済団体であり、小規模事業者の指導や支援をする立場である商工会においても、内側の盛り上がりには欠けていたところは、私自身大いに反省しております。

昨年、令和5年8月31日時点の全国商工会連合会の調査では、中小企業振興条例の制定が47都道府県中46件、そのうち小規模企業振興に言及しているのが40件であり、道内では179市町村中、商工会地区が151地区、そのうち小規模企業振興に言及した条例があるのが81市町村と、ここ数年のコロナ禍にも負けず大きな伸びを見せております。現在、新型コロナ感染症が5類に移行して社会的にもようやく安定に向かっております。町長は、今までの変遷をどのように捉えていらっしゃるのか。また、小規模企業の振興に言及した条例の制定をどのようにするのかを伺いたいと思います。

●議長

(11時33分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

今、議員から過去2回にわたってということがありましたが、令和3年3月の総括質問でも議員から触れられておまして、私に対しては2回ですが、過去3回なのかもしれません。その中で私もずっと通して申し上げているとおり、理念条例なのか、きちんとした具体的な助成策も含めた条例なのかというその議論がしっかりとできなければということですよという話をずっとさせていただいております。そういう過去があるということについては、十分私も認識をしております。

昨年の5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して社会経済活動の正常化が進み、町の明るさが活気が戻ってきた。その一方で、エネルギーや物価の高騰など新たな問題が小規模事業者の経営環境に影響を与えております。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による人手不足や経営者の高齢化、後継者不足などが大きな課題となっているところであります。まさにこれは、過日の山崎先生の講演でもあったとおり、人口減少というのは物すごくあちこちに波及するんだよということであって、全ての根源がそこなんだということのご指摘がありました。そうは言いながら、町としてできることを探っていかなければなりませんから、これから議論をさせていただくことになると思いますけれども、町内の事業者の大多数を占める小規模事業者の皆さんは、町内の経済や雇用を支える担い手として重要な存在であると同時に、まちづくりや地域社会への貢献の面でも大変重要な役割を担っていただいております。

議員から先程来ありましたとおり、この条例についての質問を頂いておりますけれども、これまでの間、町といたしましては新型コロナウイルス感染拡大をはじめ、資材や燃料価格の高騰による影響を受けた町内事業者の事業継続に向けて、商工会や金融機関などと連携をし、国の地方創生臨時交付金を活用した様々な支援を行ってきたところでもあります。条例の制定につきましては、先ほども申し上げましたけれども、どのように生かしていくのか、条例をですね。そして事業者をはじめ地域経済に携わる方々がそれぞれの果たす役割と重要性について認識を共有して、相互に協力連携し検討を進めていくことが必要と考えています。技術革新の進展、社会経済状況の変化、人手不足などの課題を乗り越えて小規模事業者が持続的に発展し、町内で事業活動を継続していくために改めて、小規模事業者の支援機関である、まさに商工会の皆様方と研究をしていかなければならない課題だと思っています。

奈井江町においては、過日、視察をさせていただきましたけれども、北海道住電精密をはじめ、大きな企業が立地していただいて奈井江町を支えていただいているんですけれども、それらの工業団地等に立地する企業に対する北海道の助成、国の助成、そしてそれに重ねる形での町の助成があったりします。残念ながら奈井江町としてスタートアップするに当たっての財政的なものか、物的なものかは分かりませんが、そういう支援策だとか、具体的なものが残念ながら無いのが実態でありますので、やはりそれらもしっかりと踏み込んだ条例でないと、私としてはあまり意味がないのかなというふうに思っているんです。国からの補助金等を受けるための理念的な条例ということであれば、極めて速やかに制定することはできますけれども、それより一歩踏み込んだものをつくりたいという思いですと申し上げてきているし、当時商工会の会長であった石川議員についても、そのことは十分ご理解いただけていると思っていますから、まさに事務局同士で、事業所の皆さんの思いをしっかりとくみ取って議論していきたいと思っています。決意表明にしかありませんけれども、避けているわけではなくて、やらなければならない課題だということだけは認識しておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

(1 1 時 3 8 分)

石川議員。

●5番

奈井江町が策定した令和3年から令和7年度までの奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画というものがあります。その3の産業の振興の(1)現況の問題点の⑤に商業があります。その中には、少し長くなりますが、本町の商業は人口減少や車社会の普及と近隣市の大型店舗など様々な影響により町内の消費需要が減少し、経営環境は極めて厳しい状況にある。また、商店の多くは個人組織であり、大型店に対抗できる経営体質になく、さらには商店主の高齢化が進み、後継者の確保が難しいことから、閉店による商店街空洞化が進んでいる。町の顔である商店街の活性化は、住民の高齢化等に対応する有効な対策が求められており、商店街自らの新たな発想による取組と行政の支援が必要

となっている。また、商店の経営の安定と拡大を推進するため、必要な資金の融資制度についても充実を図っていく必要があると書いております。この計画の（３）の持続的発展施策事業計画においては、町主体事業が３事業、この３事業ともに過疎化や少子化、高齢化などが議論される以前からの事業であります。中心市街地等小規模事業者の経営は、この現況と問題点に書かれているように、厳しい経営環境に置かれ、行政の支援が必要です。まさに待ったなしの状況であります。ぜひ創業支援、事業承継と既存事業者への経営支援を盛り込んだ条例を早急に、できれば今年度中に要望したいと思いますが、いかがですか。

ちなみに商工会は準備ができております。

●議長
町長。

（ 1 1 時 4 0 分）

●町長

改めて答弁させていただきます。

ずっと昔から中身変わらないだろうということだと思います。全くそのとおりでありまして、変わっておりません。本当に近隣の町の例を出して恐縮ですが、今まではやはりそれぞれの商工会なり、経済団体が自らやるところに対して行政側がどう支援するかというスタンスでずっと、とりわけ過疎地については全体的なことでやっていますが、ただ過疎地ではもうそれでは通用しなくなってきて、行政がインフラを整備し、そこで実際に事業者がそれを使ってというような、いろいろな形の地域活性化というのを地域を維持するための方策としてのいろいろな施策が展開されてくるような時代に本当に急激に変わってきたんだと思います。それが認められるようになったといえますか、そういう本来行政がそこまで踏み込んでいいのかということだったのが、踏み込むようになった、踏み込んで踏み込まざるを得なくなったというのが昨今だと思っていますので、まさにスタートアップのときにどこまで支援ができるのかとかという具体的な議論がこれから必要になってくると思います。これは国もそういうスタンスで変わってきていて、そういうところに対しても支援ができる仕組みをここ二、三年の間に特に強くされてきていますから、そういう議論をしっかりとやっていくということで、商工会も過日、新しい会長さんが私どものほうに来て頑張ります、やりますという宣言をされてまいりました。私どももそれに対してしっかりと応えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

●議長
石川議員。

● 5 番

ご答弁、一般質問で使ってはいけない言葉を２つ使います。ありがとうございました

ということと、よろしく申し上げますであります。

終わります。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(1 1 時 4 3 分)

(3 . 2 番星議員の質問・答弁)

(1 1 時 4 3 分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

2 番星議員。

(2 番 登壇)

●2 番

2 番星厚早です。通告に従い、町長に大綱 1 点、マイナ保険証の移行について質問いたしたいと思えます。

令和 6 年 1 2 月 2 日をもって、医療機関に受診される場合、従来の紙の保険証が廃止され、代わってマイナンバーカードによる健康保険証が導入されます。厚生労働省の 4 月時点でのマイナ保険証の利用率が 6. 5 6 % と低く、5 月から 7 月をマイナ保険証の利用促進月間と位置づけて、普及に必死です。当初マイナンバーカードの取得の際、健康保険証や銀行口座とのひもづけで最大 2 万ポイントを付与することでカードの取得を促してきました。

最初の質問ですが、現在の奈井江町のマイナンバーカード本体の登録者の現在の人口のどれぐらいが普及されているのか、お聞かせください。

次に、残りの未登録の方についてですが、登録に当たりマイナンバーカードを取得しようとしても、その申請手続は難しいとか、個人情報観点からいろいろな事情でまだ取得をためらっています。そして高齢者や体の不自由な方にとってパソコンやスマホといったデジタル化はまだ慣れていません。そういう人が多いのが現状です。町の広報紙や申請の説明や、申請ができない方には職員が出かけて申請の援助をされてきていますが、まだ申請されていない方がいます。再度、周知徹底の意味においても、2 点目の質問ですが、これらの方々に対する町の対応をお聞かせください。

政府は、利便性を強調していますが、デメリットやリスクについて、国民は十分な説明を聞いていません。このことが現在の普及率の低迷の原因です。医療機関に受診する際に今不安になっているのは、やはり 1 2 月 2 日からはまだ取得していないマイナ保険証でどのように受診できるのだろうか。また、今持っている紙の保険証で受診できなくなるのではないだろうか。不安に駆られている方も多いと思えます。

そこで3つ目の質問として、安心して医療機関に受診できるよう、どのようにフォローしていくのか、町としての対応をお聞かせください。

以上です。

●議長

(11時46分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からマイナ保険証の移行についてということですが、1点目の奈井江町におけるマイナンバーカードの交付状況についてであります。

総務省が公表している令和6年4月末現在の奈井江町の累計の交付枚数は4,117枚、死亡などにより廃止されたカードを除いた保有枚数は3,686枚、人口に対する保有枚数率は74.2%となっています。これは令和5年1月1日現在の人口に対する比率であります。全国では73.7%、北海道では72.1%ですから、平均的な割合となっております。公表数値は、令和5年1月1日の人口で算出されておりますので、令和6年4月末の人口で算出し直しますと77%という状況となっております。

2点目の未申請の方に対する今後の対応ですが、奈井江町ではこれまで休日窓口の開設、これは令和2年度からずっと行っていきますし、老人クラブや施設などを対象に出張申請のご案内、受付を令和4年度からさせていただいています。7割以上の町民がマイナンバーカードを保有している現状において、今後は、取得したいけれども今議員が指摘にもありましたけれども、様々な理由があって手続きができない方にウエートを置いてサポートしていかなければならないと考えております。例えば体が不自由で証明写真が撮れない、暗証番号の設定や管理に不安があるなどのご意見があると思いますけれども、職員が施設や個人宅に出向き、サポートする申請方法もありますし、健康保険証としての利用であれば、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードも導入されております。様々なケースが想定されますが、まずは役場の担当課にご相談くだされば、それのできるだけの対応をしてみたいと思っていますので、そのことについての住民周知をしっかりと行っていきたいというふうに考えています。

今、8月号のチラシでもそのことについて触れる予定でおりますので、追加で補足説明をさせていただきます。

3点目、現行の保険証からマイナ保険証への移行に際して、安心して医療機関を受診できるように町としてどんなことをするのかということであります。

マイナンバーカードを保険証として登録するマイナ保険証への移行に伴い、令和6年12月2日から現在の保険証は発行されなくなります。厚生労働省は、5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間と位置づけて、利用促進に取り組んでおります。今

までマイナンバーカードの必要性を感じなかった方も、取得について検討されているかもしれません。

マイナンバーカード自体の取得につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、マイナンバーカードを保険証として登録することにつきましても、役場の窓口でありますとか、町立病院の受付、その他医療機関等においてパソコンやスマートフォンを持っていなくても登録することができますので、ぜひ声かけをしていただきたいと思います。

保険証利用登録をしないと医療機関を受診できなくなるのではないかと不安を感じている方がいらっしゃるかもしれませんが、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを持っていない方には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に申請がしなくても資格確認書が交付されることとなっております、引き続き医療を受けることができますので、このことについても、いろいろなマスコミで書かれていますけれども、これからも住民周知を図っていきたいというふうに思っています。

マイナンバーカードには厳格なセキュリティが施されておりますが、悪用を防ぐため紛失やパスワードの管理など、継続して注意喚起も併せて行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 1 時 5 1 分)

星議員。

●2番

今、町長から、安心して医療機関に受診できることを町民に向けて説明していただきました。このことが普及促進につながる回答でした。

普及がこれから進もうとする中で、やはりマイナンバーカードの申請からデメリットやリスクの対応といった相談窓口を特別に開設する必要があると思われまます。ワンストップで町民が利用できる窓口の開設にすべきだと思われまますが、町の考えを聞かせてください。お願いいたします。

●議長

(1 1 時 5 2 分)

町長。

●町長

議員からワンストップでの受付をとということですが、今現在も本当にまさに新しい庁舎になってなおさら分かりやすいんですが、役場入って真っすぐ入っていただければ戸籍の者がしっかりと対応しますので、本当に遠慮なくご相談いただきたいし、来れないぞという方については、電話いただければ何らかの対応をきちんとさせていただきますので、ぜひご理解を頂きたいし、議員からも、そういう方がいらっしゃればその旨お伝

えを頂ければなというふうに思います。

●議長

星議員。

●2番

マイナ保険証の移行でトラブルもなく、スムーズに移行できることを期待して、質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、星議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩といたします。1時より再開をいたします。

(休憩)

(11時53分)

(4. 3番篠田議員の質問・答弁)

(13時00分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番篠田議員。

(3番 登壇)

●3番

私のほうは、大綱1点、鳥獣被害対策関係についてお伺いしたいと思います。

鳥獣被害が、農林水産業に対する被害に加え、人身被害や交通事故の発生など広域化、深刻化していることに対応するため、国が、財政上の措置等各種の支援措置を講ずるため、鳥獣被害防止特措法が平成19年に制定。地域の被害を防止するには、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となった地域ぐるみの被害防止計画を策定し、鳥獣被害を防止する施策を実施するに当たり、国の各種支援措置を活用していくために当町は砂川市と広域有害鳥獣対策連絡協議会を設置しております。

当時はエゾシカやアライグマの対策が主であったようですが、この計画で定められた鳥獣被害を防止する施策を適切に実施するため、砂川市は平成24年に鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を制定し、実施隊を設置しております。構成は、砂川市職員と猟友会砂川支部砂川部会となっており、任期は1年で、猟友会砂川支部から推薦を頂き、毎年、辞令交付を行っているようであります。

当町は、砂川市の条例を参考に、平成25年に制定。実施隊は第2条第1項第1号で

北海道猟友会砂川支部南部会の会員で、被害防止計画に基づく対策実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が任命する者。第2号でその他町長が必要と認める者。第2項では、実施隊の隊長は産業観光課長の職にある者をもって充てるという条例を制定しておりますが、併せて奈井江町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部改正が行われ、鳥獣被害対策実施隊員は日額4,800円の報酬額に新規設定されています。

1点目は、この条例を制定するに当たり、関係機関との事前協議等はされたのか。最も大事な北海道猟友会砂川支部奈井江部会とはされたのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、国等の資料を調べていくと当町は実施隊が設置済みとなっており、協議会の鳥獣被害防止計画の中の鳥獣被害対策実施隊に関する事項では、砂川市の構成は市職員と猟友会砂川支部砂川部会ではありますが、当町は奈井江町職員と農業者の構成になっており、条例では北海道猟友会砂川支部南部会の会員と記載されておりますが、入っていない、実際の構成等はどうなっているのか。

3点目は、農作物被害等の防止のため、砂川市は有害鳥獣駆除委託料としてエゾシカやカラスの駆除に対しかかる経費の一部として、平成30年度から78万6,000円を猟友会砂川支部砂川部会に支出しており、主に燃料費や銃弾代として支給しているようであります。

また、国の鳥獣対策被害防止総合対策事業補助金を活用し、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会より、エゾシカを駆除したハンターに対し1頭当たり7,000円、浦臼町ジビエ加工センターへ搬入した場合は9,000円の捕獲料と、同じく協議会を經由し、新砂川農業協同組合から猟友会砂川支部砂川部会へ16万円を有害鳥獣駆除対策活動補助金として支援されているようですが、当町の場合はどのような支援がされているのでしょうか。

以上、3点についてお伺いします。

●議長

(13時06分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からは、鳥獣被害対策関係についてのご質問であります。

まず、平成25年に鳥獣被害対策実施隊の設置条例を制定しているが、条例制定をするに当たり関係機関との事前協議があったのかということ、また2点目で、設置済みとなっているが隊員の構成はどうか、また3点目として、被害等の防止に対する町独自の支援はということでのご質問であります。

まず、本町におきましては鳥獣被害対策防止特措法による砂川・奈井江広域有害鳥獣

対策連絡協議会を平成22年に設置し、鳥獣被害防止計画に基づき広域的な危機管理を行っているところであり、また同法に基づき設置をした鳥獣被害対策実施隊については、平成25年に制定をした条例において実施隊の構成、任期、業務内容などを規定しているところであります。

1点目の条例制定に関する関係機関との事前協議等ということですが、市町村が任命する鳥獣被害対策実施隊員については、平成24年の鳥獣被害対策防止特措法の改正によって猟銃の所持許可の更新等に必要な技能講習の免除規定が追加されたことから、広域有害鳥獣対策連絡協議会において、北海道猟友会砂川支部と協議を行った上で条例を制定をさせていただきました。

2点目の実施隊の構成についてであります。条例においては、猟友会の会員のほかその他町長が認める者として、町職員や農業者、猟友会以外のハンターなどを実施隊員として想定をしておりますが、現在の隊員につきましては、産業観光課の職員4名で構成をしております。

3点目の農作物被害等の防止に対する町独自の支援ということですが、冒頭において申し上げたとおり、本町においては砂川市と協働で鳥獣被害防止計画を策定し、農業被害の防止に向けた対策を実施しているところであります。

本町においては、現在、鹿やアライグマによる農業被害が発生しておりますが、鹿については山沿いの地区における電気牧柵の設置更新を行っており、またアライグマについては、箱わなを購入し、農業者の協力を得ながら捕獲を行っているところであります。

また動物忌避装置、「モンスタービーム」という機材ですけれども、これを設置したり、鹿の捕獲活動に対するハンターへの報酬費として年間予算20万の範囲で1頭当たり約2,000円の交付をしているところであります。

今ほど議員からもありましたけれども、国庫補助を活用したということでは、広域対策協議会から同じように、議員ご指摘のとおり1頭当たり7,000円、これがジビエ用であれば9,000円を猟友会を通じて助成をしておりますが、そのほかにJAからは4万円の支援があります。

そのような状況で進めているところでありますので、ご理解を頂きたいと思ますし、改めて本町における鳥獣被害対策実施隊の体制を含めて、農産物の被害防止、町民生活の安全、安心の確保に向けて、関係機関と連絡を努めながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時10分)

篠田議員。

●3番

砂川と協働でつくりました協議会においては、今答弁の中にもありましたように、電気牧柵や何かを奈井江町も平成23年から26年度にわたって1万5,284メーター

を整備しながら、鹿や何かの防護のためにやっているわけです。この当時、設立当時だったと思いますけれども、かなり農業被害もあり、くくりわなの免許を取るということも想定をしながら、猟友会の皆さんにも事前の勉強会や何かを開いていただいているいろいろとお手伝いを頂きながら、地域ぐるみでこういう農作物の被害や何かを少しでも抑えていこうということで取り組んでいます。それと同時に、鹿だけではなく、時として熊も近年、昨年も町の中に出没を見かけたというようなことで、町民の皆さんにしてみれば安全な町に十分配慮をしながら、町のほうもやってはくれていると思いますけれども、それらの対策について柔軟な対応をやっていただかなければならないかなとは思っているところです。

今年4月の中頃、奈井江町猟友会の奈井江部会のほうとのいろいろな協議を始めたようですけれども、そしたら猟友会さんとの協議に至った経緯というものは、今まで先ほどの答弁でいけば、実施隊の中では猟友会という形のもは砂川支部としてやっておられるようですけれども、砂川支部もあり、砂川支部の中には構成としては奈井江、上砂川、歌志内という形で4つのエリアが入っているようですけれども、砂川さんは砂川さんで砂川部会の方々と一緒になって実施隊を考えておられるようですが、今回うちの奈井江部会さんとの話をされたというのは、どういう経緯で相談を始められたのか、その点をお伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(11時13分)

●町長

今議員からの改めての質問で、平成25年に砂川支部と協議をしたということの経緯ですけれども、その当時、砂川支部と奈井江部会を含めたということなのか、そこについては残念ながら記録等がないですけれども、今回私どもが進めさせていただいたのは、まさに今議員もご指摘のとおり、砂川支部が奈井江とか砂川、歌志内、そういう地域ごとの構成になっているという、を単位としてやっているということですので、当然のことながら地元の部会を一番基本として協議すべきだなということで協議に当たらせていただいたということでもあります。

●議長
篠田議員。

(11時14分)

●3番

それで条例を制定したときには南部会というような形、恐らく当時はそういう形での表現だったのでしょうけれども、奈井江部会というようなことで載せた以上はやはり事前に協議をしながら、その協議会を通じ砂川支部と十分協議をしながら、また地元の奈井江部会とも協議をしながら奈井江のエリアを皆さんで安全、安心をつくっていくべき

だったのではないかなと私は思うところですが、いずれにいたしましても、もう10年経過をしている中で、本当今までその10年間どうなっていたのかというのがちょっと気がかりになる部分でございます。いずれにいたしましても奈井江町は町民と共にまちづくりを進めるんだ、自治基本条例もつくりながらそれぞれの行政、町民、議会、それぞれが基本条例にうたっているような形で共に町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていく中で、やはり奈井江の町、エリアを皆さんで安全安心を築いていかなければならないものだと思うわけです。ですから話し合いにしても進め方、いろいろあるとは思いますが、真摯な対応を行って双方が歩み寄れるようなものを築き上げていければ一番いいのかなとは思いますが。

それと、お話にありましたように、エゾシカもそうですし、アライグマもそうです。ただ、それぞれの猟友会の皆さんは猟友会の皆さんで狩猟をできる免許を持っておられる中で、それぞれ役割としてはこういうことができる。ただ、いずれにしても猟友会さんもそうですけれども、高齢化をされて、それが大変な状況にもあるやにもお聞きをします。いずれにしても役割分担をしながらこの町を安全安心なまちづくりを行政と町民の皆さん、各団体の皆さんと共に築き上げていくことが一番大事かなと思えます。いずれにいたしましても、有害鳥獣、鹿や何かもありますし、例年大体鹿の部分でいきますと110から20頭捕獲をされているようです。令和5年度はちょっと少なく70台になっているようですけれども、農作物の被害や何かを少しでも抑えていくにはやはり皆さんが協力をしてやっていかなければならないことですし、電気牧柵の部分についても農家の皆さんの協力を得ながら実施をしているところがございますので、それらの部分を十分考えて、今後のまちづくりの対応を真摯な形でやっていただきたいなと思うところですが、最後、お願いいたしたいと思えます。

●議長
町長。

(11時18分)

●町長

本当に篠田議員がおっしゃるとおり、町中みんなでやればいいなというのが私も同感でありますし、真摯な対応で臨んでいるつもりであります。残念ながらご理解いただけなかったところもあるのかもしれませんが、長い間何をやってきたのかというご指摘もありましたけれども、今の状況と申しますか、昨年までの間については猟友会の皆さんをはじめ、猟友会以外のハンターの方たちのグループ、それで町に対して駆除の許可の申請が、道が許可するものですが、申請が上がってきて、それを町が経由してその方たちに許可証を交付し、また指示書も交付している状況にあります。それらの方に対しては熊だとかの発生に応じてそれぞれの情報をずっと提供し、またしっかりと応援をしていただいていたということでもあります。それを今回改めて、先ほど議員からもあったかと思えますが、構成の中に今現在はうちの職員だけありますので、もう一度ハンターの方たちもその実施隊の構成メンバーの中に入れていただいて、より効果的

な駆除ができないかということで今回提起をさせていただいたんですが、なかなか残念ながらそのことがしっかりと受け止められず、またこちらからの真意が伝わらなかったということについては非常に残念な思いをしております。今現在は、猟友会以外のハンターの方たちが従前と同じような形でご協力を頂いて情報を出したら、連絡を取り合いながらですけれどもパトロールをしていただいたり、いろいろな形での協力を頂いているところでもありますので、ぜひこの今の状態についてはご理解を頂きたいと思っております。

●議長

篠田議員。

●3番

新聞を見ますとボランティアで手伝ってくれる方もおられるというやに話載っていましたけれども、いずれにいたしましても、相手が相手ですので、何があるかは分かりません。鹿もそうですけれども、熊においてはなお危険な部分があると思っております。それと実施隊になれば非常勤の公務員というような形で公務災害の適用にもなりますし、結局条例もそうやって制定をしておりますので、きちんとその辺を対応していかないと、後で事故が起こってからでは遅いと思っておりますので、十分きちんとした対応をしていただきたいなと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長

町長。

●町長

議員のご指摘のとおりだと思いますので、実施隊の中に入ることによって公務災害が適用になるとかそういうことがありますので、改めて今回の体制を整備したいということでの今回申入れをさせていただいたところから始まっております。改めて誤解のないように説明をさせていただきますが、これから新しく、もう一回そのことも含めて、今ボランティアという言葉になりましたけれども、本当に自主的なご協力を頂いています。その方たちにも今議員がご指摘のとおり、万が一の時のことも含めて、ぜひ実施隊という形でご協力を頂くようお願いをしたいということで今協議を進めているということですので、改めてご理解を頂きたいと思っております。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

(1 1 時 2 0 分)

(5 . 4 番 遠 藤 議 員 の 質 問 ・ 答 弁)

(1 3 時 2 3 分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番遠藤です。このたびは町長に、鳥獣対策についてお伺いをいたします。

ここ6月に入り、ヒグマの出没情報が多く聞かれ、外出の自粛や、時間を変更し外出をしたりと、町民の中には隣近所声をかけ合っているという話も伺っております。何より熊の出没を知らずに散歩をしている方や子どもたちが学校から帰宅した後、外に遊びに行ったときにこそ、保護者としては非常に心配なところがあるとも伺っております。

小学校高学年にもなると通信のあるものを持参して遊ぶようですが、低学年についてはそういったものを持たせない、または持っていない、あるいは持たないなど情報がないので心配なときもありますという保護者のそういった声もありました。

町は、熊の目撃情報をホームページやLINEの活用が主な周知方法ですが、やはりこれだけに頼らずに町民を安全に守る手法として、広報車での周知をしていただきたいと思えます。農村地区ではファクスの対応や、町なかでは流雪槽に併設されているスピーカーの利用も考えると、巡回の範囲は少ないのではないかと思います。LINEの登録者数も多くなっているとはいえ、特に高齢者にはそういったものが見れない、分からないという方がいまだ多くおります。忙しくて一日の終わりにやれやれと思ってLINEを開けば、あれ今日は熊が出たんだと、そんなふうに思う日もあります。危機感もなく情報に慣れてしまっているということもちょっと怖いことだなと思いました。

町民に対する熊目撃情報の周知について、町長にお伺いをいたします。

●議長

(13時25分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの周知方法ということですがけれども、熊の目撃情報に関しては、昨年度20件の通報が寄せられ、10月には役場周辺の市街地に加えて、石狩川周辺で初めて情報が寄せられるなど、熊の行動範囲が広がっており、山の周辺だけでなく町内全域において出没する可能性があるというところでもあります。寄せられた目撃情報に対しては、直ちに町職員と警察によって目撃現場の確認と周辺地域のパトロールを行うとともに、町の公式LINE、ホームページに目撃箇所の地図も表示した上で注意喚起の情報発信

をさせていただいているのと併せて、目撃地周辺の連合区長さんをはじめ、学校や企業などに周知を行っているところでもあります。

また、目撃地周辺の戸別訪問ですとか、不在の場合にはチラシの配付も含めて今行っておりまして、目撃地点には注意喚起ののぼり、看板を設置しているほか、警察、教育委員会など、関係機関と連携をしたパトロールを行って、その状況に応じて散歩や屋外にいる方々に注意喚起を行っております。

また、昨年、町の市街地の中で夜間目撃された時点においては、警察等との協議も含めて、広報車による注意喚起は逆に危険だということで行いませんでしたけれども、現在は広報車による音声周知もやっております。

今後につきましても、熊の出没や目撃情報に対する町民への適切かつ迅速な周知、そして注意喚起をはじめ、今ほども申し上げたLINEをはじめとすること、また固定電話やファクスで緊急情報配信サービスをさせていただいていますので、ぜひこれについても利用登録をしていただいて、これから私どもも当然のことながら呼びかけますけれども、地域の安全確保に向けて必要な情報発信に努めてまいりたいと思っています。

よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(13時27分)

遠藤議員。

●4番

今ほどの町長からの答弁の中で、ありとあらゆるそういったものを使って周知しているという、そんなふうを受けておりますが、私としては流雪槽に併設されているスピーカーがあると思っておりますけれども、冬になったら雪が少し詰まったよとかという、そういうスピーカーが12号線沿いについているんですけれども、そういったものの活用もしていくと幅広く周知ができるのではないかなと思えました。

それで先日、流雪槽に併設されているスピーカーの活用ができないものかと課の担当のほうにお伺いをしたところ、今故障しているとそういったことを言われておりました。せっかくいいものがあるのにそういうものを有効活用できないものかということ、真っ先に誰しものが口を揃えて言うのが、あまりスピーカーを使って声かけをすると町民からちょっと苦情が来るんだと、そういうことも伺いました。でもこういったときにこそ、やはりそういうものを使って周知すべきものではないかなと思えました。今は破損をしていると。破損しているなら修繕したらどうなんですかということ、経費が結構かかるので、修繕は今、できないかなと。修繕しなければ冬期間困るのではないのでしょうかとそういった話をしたときには、今は雪で詰まることがなくなったので必要がないかなとそういった答弁でもありましたし、最悪の場合には広報車を走らせたほうが早いんですよとそういった答弁でもありました。ここはやはり多額の税金が投入されて整備をしてくれているものですから、こんなに軽くそういったことを言われると、決して感じのいいものではありませんでした。今はここが議論ではありませんけれども、こういったい

いものが有効に活用できれば私はいいのになというふうに思っております。まして、先ほど教育委員会ともしっかりと連携はできているという話も町長のほうからお話がありましたし、特に子どもさんが外に遊びに出ていくときの熊の周知、情報がどうやって受けるのかなと思って情報者の方に聞いたら、結構子どもさんがタブレットを持って出たり、それこそスマホを持ったりとかして、それをちょこちょこ見たりするので、そういう熊の情報が出たときには子どもたちなりにその情報を入手することができるんですけど、そういったお話も頂きましたけれども、やはり手っ取り早いのが広報車で歩いていただくことが一番でないかなと思いました。

それと、先の話にもなりますけれども、熊が市街地に下りてくるのは、山で動物が住む環境が昔とは変わってきているということも近くの者から伺いました。地球温暖化により山に熊の餌となるものが実らない。また、森林伐採によって植樹をしても熊の餌となる木を植えていない。また今後、そうした対策も必要ではないかなと思いました。

それとパトロールの際には、ただ車を走らせるだけでは駄目なんだと。やっぱり音楽でも、町の宣伝になるものでも音を鳴らして走ることが重要だというふうに聞いております。私はこの白山に来てやがて40年ほどになります。当時、森林組合か、猟友会なのか分かりませんが、近所に住む人が週に何度か「山火事注意」のテープを回しながら山へパトロールに行っていました。パトロールが終わり、温泉の奥から9号線に出てくるときにはカラオケに切り替えて、白山地区に鳴り渡るぐらい大きなボリュームを上げて下りて帰ってきます。そのときには地域の人たちは、何とかさんは今日も山のパトロールに行ってくれて、今帰ってきたんだなというふうな合図を受けていたってみんなが言うんですけど、そんなふうにしてみんなが感謝をしていたという、そういった時期もあった聞いております。ただのパトロールだけではなくて音を響かせることが大事で、人が住む境を熊に認識させることが非常に大事なんだと当時はそのように伺っております。

今、全国的にも熊問題が多発する中で、動物駆逐用煙火というものがあって、大砲のような強烈な音を出す3連発の花火があるようで、付近では山里に住む方にこの花火を預けて定期的に打ち上げてもらっているというのが先般テレビに出ていたと。それは非常に効果があるというふうに聞きました。

町としても、こういった取組も研究も検討もしていかなければならないのではないかと思います。再度、町長の答弁をお願いします。

●議長
町長。

(11時33分)

●町長

まず冒頭、流雪溝に関する機材を使っのPRについて、まず故障しているということは今現在そこに冬を待たずに、とにかく修繕をしなければならないというふうに思っていますが、残念ながらといいますか、それは奈井江町だけの問題ではなく、国と道と

一緒につくっているものですから、その協議に今時間がかかっているということのようです。そしてまたそれを使えるかどうかですけれども、過去においてはいろいろな形でここを使わせていただいたときもありますが、今はちょっとそれがどうなのかということでの協議もしているようです。ただ、せっかくある資源ですから、これについては、議員おっしゃるとおり、できるだけ有効活用できるようにしたいと思っています。

ただ、それをいつでも町内で熊が目撃されたときに、いつでもそこを使うかということ、やはりそれは地域によって、情報を出す地域に限ってといいますか、その状況に応じた判断をして広報活動をしていくべきだと思っていますので、白山で目撃されたときに対極にある高島でそのことを広報車が回る方がいいのかどうかということも含めて、それは現場の臨機応変な対応にさせていただかざるを得ないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、過去において山火事防止に携わってくれた方たちが、音を鳴らしながらということも、当時私も担当しておりますから十分承知していますけれども、ずっと山の奥まで巡視をしていただいたりして、そういう方たちだということで、当時は麓のところではそういう事態というのは発生もしていなくて、またちょっと背景としては違うのかなと思いますし、また熊の餌がなくて自然環境の問題もとかっていうことで、まさに議員がご指摘なのは、地球環境も含めて実は奈井江町だけの問題ではないということをおっしゃっているのかなというふうに解釈をさせていただきますけれども、とはいえ私どもが今、奈井江町としてできることが何なのか、どういう形で町民の安全を守るためにどういう形で周知するのか、広報するのか、それらについてまたしっかりと警察等々の意見も含めながら、当然ほかの先進的な事例も調べさせていただきながら対応させていただきたいと思っていますので、ご理解を頂きたいと思っています。

●議長

(13時36分)

遠藤議員。

●4番

町長からもいろいろとお言葉を頂きましたので、それこそよろしくお願ひしたいと思います。今後、町民を安全を守るために、より多くの町民の方への周知の方法をさらに検討いただきたいと思います、この質問を終わります。

次に、将来に向けた学習環境の推進について、教育長にお伺いをいたします。

中学校も開校して50年以上が経過をし、平成25年、26年にと耐震化等補強工事を行っており、大規模改修をこれまで行っていないために老朽化がかなり進んでいます。今では生徒数も減少。それに加えて学級数の減少も見られるようになっております。私は奈井江中学校の第2期生の卒業生であります。当時と何ら変わりがなく、かなり辛抱して学校を使っているなというふうに見ております。今後の中学校の在り方をどのように考えているのか、私としては、建物だけをどうするんだということではなくて、同時に小中一貫教育の在り方も含め、検討いただければと思うところです。

近隣では、歌志内市ではいち早く歌志内学園を開校し、砂川市では2026年には大規模な義務教育学校が開校となり、また先般、栗沢町では老朽化が進む小中学校を統合し、義務教育学校の整備を計画しているというふうにも伺いました。町として今後、第7期まちづくり計画の中で議論がされるのか、そのようなことも含めて、中学校の校舎の考え方と、また小中学校の一貫教育の考え方について伺いをいたします。

●議長

(13時38分)

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

まず、1点目の中学校の校舎であります。校舎の建設から51年が経過をしましてその間、昭和、平成と今まで、今議員ご指摘ありましたが、耐震化に取り組んだりとか、あとは昭和の61年とか、平成5年から7年にかけてですが、大規模改造にも取り組んできたところであります。

また、令和に入ってからここ数年の課題でもありました教室の拡張であったり、あるいはトイレの臭い対策などについて、コロナの交付金を活用させていただきながら取り組むことができ、また国が進めてきたGIGAスクール構想による全校的なWi-Fiネットワークの構築もしっかりと行うことができしております。

また、昨年秋に議員からご質問のあった今日的課題であります、先ほど行政報告の中でも少しお話をさせていただきましたが、猛暑対策につきましても、昨日よりエアコンが利用可能となっております、生徒の皆さんの学びの環境については、この数年は一定の維持というよりは少し向上が図られているのかなというふうに捉えております。次の質問にも関連してくるところではありますが、まだ当面の間は現校舎を使って活用していきたいと考えているところであります。

2点目の小中一貫教育の検討についてであります。第1回定例会の教育行政執行方針の中で、子どもたち一人一人が生きる力を備えていくための学びの環境、具体的には小学校から中学校までの9年間の在り方について、コミュニティスクールにもご協力を頂きながら議論を始めていきますと申し上げたところであります。奈井江町のコミュニティスクールは、学校関係者や保護者、農・商・工・福や地域の皆さんで構成をし、その目的は学校の経営に対して意見を言ったり、地域の人たちが学校に協力できることについて議論をしていただく会議であります。5月末に開催をしました今年度第1回目のコミュニティスクールでの冒頭、私の挨拶の中で奈井江町の義務教育の在り方について小中の6年3年方式のままがいいのか、あるいは9年間での学びの方式がよいのかについて、委員の皆様にも研修なども受けていただきながら、少し時間をかけて意見交換をしていただき、ご意見がまとまりましたら5人の教育委員で構成をする教育委員会へ答申をしていただき、教育委員会ではその意見を参考に今後の学びの在り方について検討をしていきたいということで提起をさせていただいたところであります。議論の方向

性によっては子どもたちの学びの環境を大きく変えていくことにもなりますので、時間をかけてじっくり議論をしていきたいというふうに考えておりました、現状はその入り口に立ったところだと考えております。

以上、答弁といたします。

●議長

(13時42分)

遠藤議員。

●4番

今ほど教育長から、これまでの中学校の経過、お話を頂きました。当面の間は今の中学校を維持しつつこのままいくという、そういった方向だと思えますけれども、やはり将来に向けた検討は、地域の住民の方たちそれぞれの立場から、いろいろな方たちで集まって奈井江の教育でどんな形がいいのか、それはいきなりではなく日頃から少しずつ議論をして、最終的には奈井江の町でこういう子どもたちに育てほしい、こういう子どもたちを育てたい、そんな思いでいてほしいなというふうに思いましたし、いろいろと計画順番に追って計画立てているようですから、これ以上の言うことはありませんけれども、一つ余談になりますけれども、今、奈井江商業高校が27年度末で閉校になるというそういった状況でありますけれども、今、北海道では半導体の量産を目指すラピダスが進出する一方で、人材育成が急務となっている。そして工業高校やあるいは高専などでの授業の時間数を増やしたり、また専門教科を確保したりという対応を行うなどのそういった話がありました。専門校として奈井江商業高校の活用ができるのかできないのか、あるいは北電では今洋上風力の推進をしていくことで、将来には人材が不足するため今後、人材育成が必要だと言っています。そのために訓練校の誘致を進めるとしています。様々な条件もあると思えますけれども、高校の活用ができないのか、こうしたことへの営業活動を行ってはどうかとそういったお話でありました。未来に向けて奈井江の子どもたちにどんな教育の在り方がふさわしいのか、こういった高校も含めてやはり検討がなされればと。万が一こうした専門校の誘致が推進できれば、奈井江の町から世界に羽ばたく人材育成は決して夢ではないというふうに私は思っております。そのときには奈井江の町は大きく多分変わると私は期待しているのですが、そういったところも含めて、奈井江の教育について再度、教育長にお伺いしたいと思います。

●議長

(11時45分)

教育長。

●教育長

ちょっとかなり前広なというか、将来に向けた話なので、私の所管としても専門外とは申しませんが、部分もあるのかなと思いつつながら、答弁を今頭の中を整理しておりますが、まず、奈井江商業高校につきましては、北海道教育委員会が所管をしている建物で

あり、学校制度でありますので、現状まだ募集が続きますので、その中で道教委さんのほうから次どうするかというような話は校舎の活用も含めて一切地元には下りてきていませんので、そういう状況だということをもまずはご理解いただきたいと思っております。

また、過日、所管事務調査の中でななかまも見ていただいたところでありますが、私の思いとしては、奈井江町の子どもたちについては、とにかく一人一人可能性のある子どもたちですから、広くいろいろなものを見たり、あるいは経験してもらったりということが大事なのかなというふうに思っております。その中で子どもたち一人一人が興味を持ったこと、僕これ好きだなとか、私これチャレンジしてみたいなというものの種とか、経験を増やしてあげることが義務教育を担う我々の教育委員会の仕事なのかなということで、ななかまであったりとか、あるいは次の中学校の公設塾なんかもそんなエッセンスを入れた中で展開をしていきたいと思っております。

この後、ラピダスさんが北海道の中で大きな産業としても位置づけになってくるということは私も承知しているところですが、それに対する専門的な学校云々という、かなり広範囲な話になってきますので、まだ現状の私の中では、小学校、中学校の子どもたちについて語ることは可能ですが、そこから先のところはちょっとご容赦いただければと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

●議長

(13時47分)

遠藤議員。

●4番

教育長、すみません。そうですね。奈井江の中学校、小学校に向けては、小学校は特にななかまでは先般いろいろと視察をさせてもらいました。子どもたちが面白くここに通っているという、そういった雰囲気もあって、いいことをやっているなというふうに思いましたし、中学校はこれから公設塾で人を募集していると、今そういう最中みたいですがけれども、本来なら中学校では私は専門のきちんとしたそういった講師の先生を置いてもらったほうが私はいいなというふうには個人的には思っているところです。しかし、将来に向けて奈井江の子どもたちが元気で、奈井江の子どもらしく元気と生き生きと学んでくれる、そんな環境をつくっていただければいいかなというふうに思います。

高校については、これは道教委の管轄でよく分かりますけれども、どんな考えがあるかなと思ってお聞きしました。

そんなことで、質問を終わります。ありがとうございました。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(13時49分)

(6. 1番根岸議員の質問・答弁)

(13時49分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。
1番根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番根岸です。それでは、通告のとおり質問させていただきます。
私からは、大綱2点、質問させていただきます。

まずは、住環境の整備状況についてですが、奈井江町公営住宅長寿命化計画が平成25年に策定され、2017年から2026年度の10年間において、計画の中では平成30年に改定されていると認識してございますが、その中でも少子高齢化だったり、人口減少、介護も在宅にシフトしている中コロナ禍もあり、社会活動も変わった中で奈井江町の公営住宅の在り方をいま一度考えないといけないと思います。

そこで、1つ目は、現状の公営住宅長寿命化の実施状況と、もう一つにつきましては、老朽化した公営住宅の除却状況と解体後の跡地利用について、現段階でどのようにお考えか町長にお伺いいたします。

●議長

(13時50分)

答弁を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員から、住環境の整備ということで公営住宅長寿命化計画の実施状況と老朽化した公営住宅の除却状況、そしてその跡地利用という点でのご質問だというふうにご受け止めさせていただきます。

1点目の公営住宅等長寿命化計画の実施状況についてであります。この計画は公営住宅等の適正な管理運営やストックの有効活用と、長寿命化に向けた効果的な取組などを実施するために、議員今おっしゃっていただきましたとおり、平成25年度に策定をしており、平成29年度には国交省が定めた新たな指定指針への適合とサービス付き高齢者向け住宅の位置づけのために改定を行い、平成38年度、令和の8年でありませけれども、これまでの計画に今改めているところであります。

これまでの実施状況ですけれども、計画に基づいて桜ヶ丘団地や宮村団地特定公共賃貸住宅の屋上防水改修工事のほか、東団地、南団地での空き家の除却を実施しておりま

すが、瑞穂団地での2棟の建設については、民間賃貸住宅の供給の活性化などを踏まえて延期をする判断をさせていただきましたし、個別の改善も、今後見込まれる利活用期間を含めて延期、または見送る判断をしているところであります。

2点目の老朽化した公営住宅除却の状況と解体後の跡地利用であります。

これまで南団地で5棟、東団地で3棟、合わせて8棟の除却を行っております。除却に向けた移転が進まないということで、この要因は、地域コミュニティなどの面で住み慣れたところから離れたくないという方が多数いらっしゃることや、移転に伴う住宅使用料の激変緩和措置が取られるんですけれども、この措置を行ったとしても最終的には今よりも負担が増える方が多いというようなことなどから、なかなか進んでいないのが状況であります。現在の仕組みの中でこれらへの対応を具体的にクリアするということはなかなか難しいですけれども、移転を推進する仕組みを改めて調査検討させていただいて、少しでも集約化して、団地の有効活用、そして空き地化をすることによってその土地の活用とか、いろんなことが見えてくるものがありますから、それらに向けて検討するように私のほうから指示をさせていただいております。

解体後の跡地利用について、東団地については、除却に合わせた用途廃止ということで考えていますし、南団地は除却による跡地への建て替えを行う計画ということで将来の配置イメージ等々、9棟72戸の団地に再編する計画でありましたけれども、計画策定から8年を迎えて、先ほど議員からも指摘があったとおり、本当に人口減少など町を取り巻く状況変化が著しいといえますか、そういう状況にありますので、この計画の修正が必要だろうと捉えております。

今年度、計画の見直しを行う際には、最新の人口推計などに基づいた公営住宅や公営賃貸住宅全体の需要の見込みのほかに、地域の特性などを踏まえて事業規模の適正化を図るなど、より実現性を高めた計画に改めたいと考えておりまして、団地や土地の利用方法の方向性についてもその中で議論できればと思っております。

ぜひご理解を頂き、ご協力賜りますようお願いいたします。

●議長

(13時54分)

根岸議員。

●1番

今ほど答弁いただきましたが、やはり人口減少の中で公営住宅の建て替えという何か理論的には齟齬があるような状況ではあるんですけれども、その中でもやはり高齢化してしまってお一人で戸建て住宅に住まれていたようなご高齢の方が、やはり自宅が維持できなくて公営住宅に入りたいというケースもすごい耳に入るんですよね。そういった中にそれを受け入れるような公営住宅が今後あるのかどうかということも含めまして、先ほども実施状況の中で、当初やはり瑞穂団地、平成32年に8戸1棟、平成34年に8戸1棟、建築予定となっはいましたが、そちらのほう、民間アパート助成のほうで対応されたということはありますけれども、やはり民間アパート助成に関して

も、アパート建ちましたが、そちらも結構今埋まっている状態ではありますので、その中で今後、南団地が平成38年に一応8戸1棟を建築予定という予定にはなっていたのかなとは思いますが、やはり本当にひしひしと自宅を維持できなくなったお年寄りだったりとか、若い人でもやっぱり住むところが賃貸住宅がないということでこの町を去るというケースもたくさんありますので、そういった中、新築という部分では難しいのかもしれないですけども、いま一度新築についての町長のお考えをお伺いできればと思います。

●議長
町長。

(13時56分)

●町長

取り巻く状況に対する認識は全く同じであります。本当に人口減少の進む中で移住定住対策を進めさせていただいて、何回もここでお話をさせていただいていますが、お子様をお持ちの若い世代がリフォームをして奈井江町に移っていただいたり、あるいは新築をしてということで、この町の規模としてはある程度、建築ブームといったらあれですけども、建築に対するニーズもあるのかなというふうに思っています。そういう中で公営住宅という形でそれなりに対応する時代なのかということの議論をしっかりとしなきゃいけないと思っていますし、過日も厚労省の幹部の方と意見交換をさせていただきましたが、お年寄りが在宅介護を進めるに当たって、持ち家で在宅介護を受けるということは非常に難しい状況にあります。グループホーム的なそういうシェアハウスと言っているのか分かりませんが、そういうような状況の中で訪問介護とかを活用しながら、住み慣れた町で住むということが大きなテーマとしてあると思っていて、それがなければやはり札幌だとかの都市圏に子どもさんのそばの施設に入ってということで、やっぱり生活の継続性だとか孤独だとかということがどうしてもついて回って、本当に地方での安心した老後という、在宅での老後ということに対して、空き家住宅をどのような形で整備をして、そこで介護を担っていくのかって新しい仕組みも必要だよなって話を実は意見交換させていただきました。奈井江町としてはやはり今まで1万6,000人を目指したまちづくり計画から、人口規模がずっと縮小する形での公営住宅の適正化計画をつくり上げると同時に、今ほど申し上げたようなことも視野に入れて、住宅政策を根本的なところから意見を頂いて考えていかなければならないのかなというふうに認識をしているところであります。

答弁と代えさせていただきます。

●議長
根岸議員。

(13時59分)

●1番

今ほどの答弁のとおり、やはり介護に関しても、自宅で介護を受けられるかどうかというのがすごい課題だと思いますし、かといってやっぱりバリアフリーである公営住宅が今奈井江町にどのくらい存在するかということもなかなか難しい問題であって、今、南町、南団地と東団地、募集を停止されているということですのでけれども、その代替の公営住宅の確保ということも含めて、今後5年、10年をたつてくると北町団地とかも築60年が視野に入ってくる状態にはなってくるんですよね。その中で今後公営住宅をどうやって考えていくかと、今おっしゃったとおり、空き家、シェアハウスとかの現状、活用方法も含めて、今後の第7期まちづくり計画にもいろいろと含んだ形で進行していただければと思いますので、そちらに関しては検討されているような状況はありますでしょうか。シェアハウスだったりとか、空き家の活用に関しては。質問です。

●議長 (14時00分)
町長。

●町長
まさに今、町民の皆さんの意見を聴きながらまちづくり計画をつくり始めようとしているところですので、今私からそういうことも含めて議論しなければならないということは申し上げますけれども、町民の皆さんも含めて、そういうテーマを共有するところから始めることだと思っています。

●議長 (14時01分)
根岸議員。

●1番
ぜひそのような方向性も含めた上でこれから議論していただきたいなと思いますので、やはり高齢の方も、これから若者世代だったりも安心安全に住み続けられるような奈井江町、5年後、10年後でも、目指していただきたいと思いますので、そちらのほうよろしく願いいたします。

こちらで大綱1点につきまして、質問を終えさせていただきます。

大綱2番目につきましてですが、子育て支援について、まず1点目ですが、ヤングケアラーについて質問させていただきます。

まだまだヤングケアラー、耳なじみのない言葉だと思いますけれども、子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護、その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者とヤングケアラーとして定義されております。こちらは家族の介護ばかりがフォーカスされるケースもありますが、日常生活の世話の中には介護に加え、幼い兄弟の世話、障害や病気のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声がけなど、気遣いや心理的配慮、先ほど笹木利津子議員のほうにもありましたけれども、今後、外国人労働力を奈井江町に推進していく中でそういつ

た日本語が母国じゃない家族に対する通訳とかも、これ含まれていると言われております。さきの令和6年6月12日に施行された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されましたが、まだまだヤングケアラーの認識に差があるのが実情だと思います。その中で奈井江町におけるヤングケアラーの把握状況と、もし把握されていた場合の対応を聞かせてくださいというのが1点です。

もう一点ですが、こちらは教育長に答弁、お伺いする形になると思いますが、さきの教育行政執行方針の中にも令和7年度から中学生向けの公設塾ななかまがスタートするよということで、7年度開設に向けての準備がただいまなされている状態だと思います。こういった公設塾や給食費の無償化など、子育て支援に奈井江町は注力されていると思うのですが、先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、子どもたちに広く見たり経験する機会を与えたいという中で、やっぱり町内だけでは塾や習い事などを十分に受けられる機会はまだまだ少ないと思うんですね。その中で多くの子どもたちは美唄や砂川に通っているというのも伺っております。また、町内でもそういった送迎が保護者の負担になっているケースも耳に入っております。移住定住の促進に力を入れてはいますが、塾や習い事が身近にある町に引っ越す、もしくはそもそも子育て世代の移住の候補地から外れてしまうということも考えられます。公共交通機関の路線も減る中で奈井江町として通塾や習い事の支援に関して今後検討されていることはありますでしょうか。お伺いいたします。

こちらの2点、お願いいたします。

●議長

(14時03分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

私のほうからは、先にヤングケアラーについての答弁をさせていただきますが、ヤングケアラーの把握状況とその取組ということであります。

質問と同じことを申し上げるかもしれませんが、近年、ヤングケアラーについて社会的に問題視されていることを受けて、ヤングケアラーへの支援強化を図るために、これも含めてということですが、昨日6月12日、子ども・子育て支援法が一部改正をされました。

ヤングケアラーを家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者と定義づけるとともに、その具体的な支援の在り方が示されたところでもあります。子どもとしての健やかな成長発達に必要な時間、遊びや勉強を奪われたり、自立に向けた移行期として必要な時間、勉強でありますとか就職準備などを奪われたりすることにより子どもの権利が阻害されることのないよう、支援の体制整備が重要視されているということでもあります。

奈井江町において、ヤングケアラーの把握状況と取組についてですけれども、現時点で当町においてヤングケアラーであると把握している児童生徒はおりませんが、子どもの貧困問題や少子高齢化、地域のつながりの希薄化など、ヤングケアラーが社会問題化している背景を考えた場合、今後において該当するケースが把握される可能性があることは否めないと思っています。

そのため、本町ではヤングケアラーに関する課題も包含した中で、妊娠期、出産、子育て期を通じて切れ目のない伴走型の子育て支援体制を整備して、子育て世代を把握・支援する体制をつくっているところであります。ふだんから子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心に、保健師や保育士による相談体制を強化しているほか、連絡調整会議や要保護児童対策地域協議会などを通して、開催して子育て支援関係者、学校を含む教育関係者、児童福祉関係者、保健師、保育士等を構成メンバーとして児童及びその保護者、または妊産婦への適切な支援を行うために各家庭の状況に応じて検討を重ね、情報の共有、課題の整理、課題の解決方法を議論し、子育て支援につなげる体制を組んでおります。

介護支援の側面からは、介護やケアに携わる地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、要介護者の支援に当たる際、要介護者だけでなく家族を含めたアセスメントを行って、ヤングケアラーに当たる状況がある場合は把握できる体制であると認識をしております。

ヤングケアラーの問題は、子ども自身や家庭が自覚しづらく、自らサポートを求めることなく、問題が顕在化しにくい特徴があるため、学校をはじめ、子育て支援や保健・医療・福祉関係機関、地域などがしっかりと連携し、気になる子ども家庭の情報を把握し、早期に適切な支援につなげていくことが重要であると考えています。

いずれにいたしましても、法改正による具体的な事項が示されたばかりでありますので、町としていま一度、支援体制を確認した中で、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(14時08分)

教育長。

●教育長

大綱2点目の2点目になりますか。通塾、習い事の支援ということで答弁をさせていただきます。

過日、まちづくり常任委員会で公設塾ななかまに関する所管事務調査がありまして、小学校を対象に、単に毎日の学習支援を行うだけではなくて、様々、体験的学習にも取り組んでいくことについて説明をさせていただいたのかなというふうに思っております。

そこで今回は、ななかまで対象外となっている中学生の保護者の負担軽減、ひいては中学生の体験格差について答弁をしたいと思っております。

今申し上げました「体験格差」という言葉は、講談社から現代新書として発行されました今井悠介さんの著書のタイトルであります。この本では今井さんが代表理事を務める団体が全国2,000人以上の保護者を対象に実施をした調査結果を基に書かれた本でありまして、体験格差を生じる原因としては、1つ目が月謝、2つ目に送迎、3つ目として、そもそも習いたいものが地域にないことといったことが考えられるほか、4つ目には、塾や習い事などの体験ゼロの親がその必要性を感じないということも今日的な課題であるといったことが例示をされております。

さて、2月に我が町奈井江中学校の1・2年生を対象に行ったアンケートでは、塾に通っている生徒は全生徒の約3割で、その多くが町外に通塾しているという実態であります。

そこでまず、通塾の足について、町の状況を説明しますと、今、スクールバスの運転手は確保できていますが、これを放課後あるいは休日活動まで恒常的に拡充することはドライバーの確保の観点から、現状かなり困難な状況ではないかと捉えております。

若干質問からそれてしまいますが、後年度に取り組まなければならない部活動の地域移行や広域連携についても、部活動地域移行検討委員会を発足させまして、関係する町民にもご参加を頂きながらしっかりと議論をしていきたいと今考えているところでありますが、そこでもドライバーの確保が大きな課題と捉えている中、さらに町外への通塾や習い事のための足の確保を追加することは困難ではないかなと考えております。

一方、月謝や送迎の負担軽減を図り、先ほど述べた4つ目に対するハードルも下げようと第1回定例会の教育行政執行方針の中で、次年度に向けた中学生を対象とする公設塾の開設について教育委員会の方針を述べたところであります。もともとこの地域にない習い事などを多々用意することは難しいと考えておりますが、中学生向けの公設塾はななかま同様に、中学生誰もが学校帰り、あるいは部活動が終わってからでも登塾することができるように、場所は公民館で地域おこし協力隊制度を活用して塾を無償化し、塾の方針として高校受験を見据えた運営で、その際、既に中学校でも導入済みのAI支援型学習ソフトの活用が大いにその効果を発揮してくれるものと考えております。

古い話で恐縮ですが、私が高校受験をする際には、各高校の倍率も高くて、志望する公立高校に落ちてしまったら少し遠くの私立高校に行かなければなりませんでしたが、今や倍率だけを考えると、どこの高校にでも行くことができる時代であります。なればこそ子どもたちが自分の行きたい進路先でしっかりとその高校で活躍できること、他方、子どもたち一人一人が、失敗しても、一旦は立ち止まることになっても、再びチャレンジしていく力がつけられるようサポートをしていきたいと考えております。

この中学生向けの公設塾の開設をもって子どもたちや保護者の塾・習い事に関わる支援として、また、ななかまの運営につきましては、各方面からご高評いただいて、同業者や道外の大学からの視察を受けるとともに、新聞だったりテレビだったりでも取り上げていただくなど、町外へのPR効果も発揮しているところであります。

中学生向けの公設塾についても、奈井江町のPR効果が発揮できるよう、移住定住対策にも一定の効果があるよう、しっかりと運営をしていきたいというふうに考えており

ますが、現状はまだ開設準備の年として講師の募集事務をスタートしたばかりでありますので、ぜひ今後の推移を見守っていただき、ご支援を頂ければと考えております。

以上、答弁といたします。

●議長

(14時14分)

根岸議員。

●1番

今ほど答弁いただきまして、1点、ヤングケアラーについて再質問させていただいたんですけれども、当初言ったように、まだまだ耳なじみのない問題でして、こちらも当事者、子どもたちも自分がヤングケアラーだと気づいていないケースも多いのかなと思ひまして、さきに出された問題でもそういったヤングケアラーの周知だったりとか、気づきを与えるようなアンケート実施をこども家庭庁でも推進しているという中で、今まで例えばそういったヤングケアラーを、自分がヤングケアラーだというような気づきを与えるようなアンケートを何か調査で取ったことはございますでしょうか。また、今後それを取っていくような取組とかございますでしょうか。質問です。

●議長

(14時15分)

町長。

●町長

答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、町として関係機関との連絡体制といいますか、情報共有体制が充実しているというふうに思っておりますし、それこそ学校の先生も含めて子どもたちの情報をつかむということで、ネットワークができていると思っておりますので、過去にその調査をしたことはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

本当にこういった法の改正の執行もできたばかりなので、今後、検討課題に上がってくるのかなと思ひますし、そういった中で自分がヤングケアラーと認識せずに負担を強いられているケースもあるのではないかと思うんですよね。その表面化する、特にしやすいケースもあるとは思うんですけれども、表面化しづらいプライバシーのケースもあるとは思ひますので、そういったところを本当に家庭で抱えている悩みがないのかどうかも含めて、今後、多分奈井江町、いろいろなところで連携を取って、いろいろな声の

聞き取りをやっているとは思いますが、そういった面でも今後生かしていただきたいと思いますし、子育てで子どもたちに問題があるわけではなくてやはり家庭の環境の問題でこういったヤングケアラーということが起こっていると思いますし、先ほどの通塾・通学についてにもちょっと絡むところではあるんですけれども、やはり保護者さんの負担が今核家族化で家族構成が少なくなっている中で負担が増えているということは十分考えられますので、例えばこういった面で保護者の負担が軽くなるような取組を今後の第7期のまちづくり計画に盛り込んでいただければと思いますし、そういった例えば先ほどの通塾・通学、町内だけでもバスの移動だとかが何か補助されるのであれば、やっぱりその1日だけ送迎に行かなくてもいい時間ができることで保護者の方の時間が空くというケースも考えられますし、例えばもし今後、毎日家族の代わりにご飯を作っているような生徒がいるのであれば、地域食堂をつくることによって1日は家族のためにご飯を作らなくてもいい日ができるとか何か、まずはそういった取組だったり、いろいろなことを考えた上で今後奈井江町の子育てに向けたような取組を行っていただきたいと思います。

本当に若者世代がこれからも奈井江町に住んでいきたいというような町になるような形に今後の第7期のまちづくり計画を検討していただければと思いますので、以上で私の質問を終えさせていただきます。

●議長
町長。

(14時18分)

●町長

ありがとうございます。行政として認識していないのではないかとお叱りを受けるかもしれませんが、今の段階では本当におかけさまでなのかもしれませんが、ヤングケアラーが奈井江町にはまだいないということでもありますけれども、今ご指摘のとおり、そういうヤングケアラーを疑われるというか、本人がひょっとして僕は、私はというようなことで気づいて、それが誰かに相談できる体制、そこをつくるのが一番大切だろうなと思っています。それが昔だったら兄弟であったり、近所の人だったのかもしれませんが、そういうことが希薄になったときに、先生であったり、先ほど申し上げた私ども行政の中で関われる、どういう関わりを持てるのか、そういう体制こそが必要だと思っていますので、いずれにしましても、いろいろな形での地域住民との理解を深めながら啓発をしていきたいというふうに思っています。まさに近所の人、ひょっとしたらあの子はっていう情報を提供していただいてそこに関わるとか、そういう地域づくりが一番ベースになるのかなと思っていますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で30分まで休憩といたします。

(休憩)

(14時19分)

(7. 8番大関議員の質問・答弁)

(14時30分)

●議長

会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、大関議員。

(8番 登壇)

●8番

8番、大関です。それでは、私から大綱2点、町長に伺います。この質問についてですが、先ほど篠田議員も遠藤議員もしておりますので、答えが重複するかもしれませんが、通告してありますので1回目については通告どおり質問したいと思います。

1点目は、有害鳥獣対策についてであります。

今年に入ってからには特にクマの目撃情報が多く、空知管内では春先から毎日のように様々な新聞にも情報が出ている状況です。当奈井江町についても昨年、役場周辺の市街地でも目撃情報が寄せられて以降、今年も頻繁に情報が寄せられています。そのような中、先日のテレビニュースで地元猟友会との協議が決裂したとの報道がされました。議員の立場でありましたが、情報がなかったので大変驚いたところであります。

猟友会とは、趣味としての狩猟を楽しみ、かつ野生鳥獣の農林水産物への被害防止や自然環境への被害防止、増えた鳥獣の捕獲とあります。当奈井江町の現在といえば、鳥獣被害対策実施体の協力を猟友会に断られたとのことではありますが、1つ目には、一度の協議で決裂してテーブルにもついてくれないということではありますが、過去はどういう体制で有害鳥獣駆除がなされてきたか、地元猟友会との関係について伺いたと思います。

2つ目については、猟友会に所属をしていない駆除に協力しているハンターが数人いると聞いておりますが、そのグループについて把握をしていければ伺いたと思います。

3つ目は、猟友会の協力が得られない状況でどう駆除を進めていくのか、今後の体制について伺います。

●議長

答弁を求めます。

休憩いたします。

(休憩)

(14時32分)

(14時33分)

●議長

会議を再開いたします。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員のご質問にお答えをしたいと思います。1点確認をさせていただきます。

町と猟友会との関係ということで、これまでどのような形で駆除を対応していたかということでもよろしいですか。

先ほど、篠田議員の答弁で申し上げたと思いますが、奈井江猟友会の奈井江部会さんと、今、もう1つのグループの皆さんにご協力をいただいています。奈井江部会の方5名、そして猟友会に属していない町内のハンターの方が代表を務めているグループの方27名に対して、捕獲従事者としての北海道の許可を得ている、この方たちにクマの目撃情報等を提供して、パトロールだとかご協力をいただいているということでもあります。

このグループについてということでもありますけれども、本町における鳥獣保護管理法に基づくクマの許可捕獲、鳥獣の管理被害防止について奈井江町が実施主体となって、今ほど申し上げましたけれども猟友会の砂川支部の奈井江部会の5名のほかに猟友会に属していない町内のハンターが代表を務めるグループ27名に対してということであり、このグループについては町内の方が1名で、町外の方が26名で構成されていますが、通常時においても町内をパトロールしていただくなど、長年にわたり本町の鳥獣対策にご協力をしていただいております。この町外のメンバーの方々についても本町からの移動時間がおおむね20分から1時間半程度の地域にお住まいということで、パトロールといえますか、私どもの体制にご協力をいただいているということでもあります。

今後の駆除の体制ということでのご質問かと思っておりますけれども、クマによる被害を防止するために町やハンターをはじめとして、警察も含めて関係機関が一体となった対策が必要であると認識しておりまして、目撃や痕跡などの出没情報に対する初動パトロールや、箱穴の設置については従前どおり町職員が行うことを基本に考えております。

また、出没後のパトロールをはじめ、捕獲については先ほど申し上げました猟友会に属していない町内のハンターグループから、町に対して協力の申し出をいただいておりますので、町として対応をお願いしているところであります。

今後、本町の鳥獣対策について、この町内ハンターグループによる活動に加えて民間事業者への業務委託についても検討を進めておりまして、農業被害の防止と町民の安全確保に向けて奈井江町の実態に合わせた駆除体制の整備ということを進めてまいりたいというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁と代えさせていただきます。

●議長
大関議員。

(14時37分)

●8番

理解をするところでありますが、本当に全国ニュースでも奈井江町の名前が出たので、知名度としては上がったかなと思いますけれど、その後の対応は町長以下奈井江町の職員は大変だったろうなと思いますけれども、猟友会に入るメリットなどをちょっと調べてきましたが、全国でいうとハンターの約8割が加入している団体であって、狩猟事故、共済保険の加入でありますとか、いろいろな登録の書類手続の代行であったり、弾薬の購入の簡素化であったり、地域特有の狩猟ルールや情報の共有などを行っている会であります。しかしながら、猟友会は獣害対策を担う組織ではなくて、基本は狩猟愛好者の団体であると一般的には言われています。ですが、なぜ猟友会が獣害の現場にいるかといえば、有害鳥獣の駆除には専門的な技術が不可欠であり、その技術を持つのは大抵猟友会に所属している会員だからであります。有害駆除を行うには役所からの依頼がなければなりません、その窓口もほとんどが猟友会となっていると書いてあるところもありました。また、一方で、2015年に鳥獣保護法が改正され、環境省が認定事業者制度を設け、捕獲の専門事業者を認定する制度を創設しました。獣害対策を進めるため、猟友会とは一線を画した明確な義務と責任を負い、役割を定めたビジネスとして駆除事業を担う専門家を要請し、プロの組織をつくろうという意図であります。

全国でも少しずつ増えているようですが、猟友会がこの組織の存在を認めないでありますとか、自治体が必ずしも認定業者に駆除の依頼をすとも限らないということで、人間同士の縄張り争いがあるって進まないというようなことも書いてありました。

再質問で町長にお伺いしますが、先ほど、27名のボランティアの団体のハンターがいるということをお聞きしましたが、報酬等は発生しないかもしれないんですけども、やはり町側として、駆除事業に協力してもらえるのであれば、側面から支援してあげないと、この先どこかで行き詰まるかなと思います。ですから、例えば保険に加入するのも個人だと結構大変だと聞いていますし、やはり保険に入らないと、クマの場合は特に被害を受ける可能性がある、そこら辺の側面の支援をしていかなければいけないと思いますが、その辺についてはどう考えますか。

●議長
町長。

(14時40分)

●町長

大関議員の再質問にお答えをいたします。

本当に、具体的にはご指摘をいただきましてありがとうございます。まさに、議員が今整理していただいたとおりであると思っております。ただ、私どもも全国の自治体の多くというかほとんどが猟友会という組織に駆除をお願いしているということから今

回、猟友会が残念ながら協力できないということになったことで、逆に注目をされてしまったという実態があると思っています。ただ、協議の中でもありましたけれど、根本的な課題は、単に報酬だとかそういうだけの問題だけではなくて、本当に色々と過去の、何年も前のものと全然今の状況が違う、そして実際に駆除を担っていただける方が実際の問題として少なくなってしまうと、ということだと思えます。

ですから今、議員がご指摘いただいたように、その枠から離れた形での事業としての事業体が今あるわけですが、そういうしがらみと云ったら怒られるかもしれませんが、それにとらわれない、いずれにしてもしっかりと町民の安全を守れる、そんな仕組み作りが必要だと考えて、今、再構築をしているところであります。

そして、ボランティアに頼らないでという、非常にありがたいご意見もあります。

私どもも実は報酬等については、私どものほうからこの任意のグループについて、報酬についてぜひという話は過去にもしておりましたが、逆に報酬を辞退されて今に至っているところであります。ただ、議員がご指摘のとおり、実施体に入ることによって非常勤特別職としての災害時の保障といったあれですが、そういうことも図られるとか、いろいろなことがありますので改めてそこについてもきちんと説明をし、今、ご理解をいただいているところであります。もう少しきちんと詰めて、皆さんにご報告ができると思っていますけれども、ボランティアの気持ちは大切にしながらもきちんと仕組みを作った中で、これから町民の皆さんの安全を守ることが私に課せられた使命だと思っていますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思えますし、ただ、その時間においても今現在しっかりと対応できるということだけはお伝えをして答弁に代えさせていただきます。

●議長

(14時44分)

大関議員。

●8番

今日の農業新聞にも出ていましたけれども、京都の福知山市というところは地元の猟友会と協力をして、ドローンから音を出すような仕組みを用いて獲物を猟友会の人がいるほうに寄せてハンターするみたいなことを書いてありましたけれども、これは本当に先進的なあれですけれども、個人、私、農家なので奈井江町も相当農業用ドローンが入っていますので、もし協力いただけるグループがあれば、何かかしの協力体制をつくっていったらどうかと思いますけれども、これは今後の協議事項だと思いますが、いずれにしても、町長が言ったとおり再々質問しませんが、町民の方が非常に不安に思っていますので、体制ができ次第、こういう体制で奈井江町は駆除体制をとりますよ。ですから、安心して下さい。みたいなことをいち早く町民に、体制ができましたらすぐにお知らせ願いたいと思いますので、その辺よろしく願いたいと思います。

1点目については以上で終わります。

2点目ですが、町内の宿泊施設についてお伺いをします。

新型コロナウイルスが5類に変わり、また、円安の影響もあり都市部や観光地では多くの観光客やインバウンドの増加で大変にぎわっています。旅行事業者もいろんなプランを作り、田舎をコースに取り入れているところもあります。地元にいると田舎の良さに気づかないところもあるかなと思います。そのような中、当町に目を向けると、民間の旅館が1軒あるだけで、宿泊客をどうするかは検討課題の1つだと思います。本来は、民間事業者の取組だと思いますが、温泉施設がない状況の今、考える必要があるかなと思います。

現在、奈井江町では共創ネットを中心に新たなまちづくりに力を入れている最中でありますが、外部からも様々な人材を呼んで協力をいただいています。せめて、その方たちの宿泊場所は町内で何とかならないか、町長の考えを伺います。

●議長
町長。

(14時45分)

●町長

大関議員から2点目、町内の宿泊施設についてということで、まちづくりに協力してくれる外部人材の宿泊先などを検討すべきということでもあります。ご承知のとおり、奈井江町内において宿泊施設は1か所ありますが、地域と多様に関わる方々が増えている中で宿泊先が確保できず、町外施設に宿泊していることは承知をしております。

町では、令和4年度より進めております、「奈井江版生涯活躍のまち」の取組の1つに、住まいの幸せ循環システム事業を位置づけて、増加している空き家の循環システムを構築し移住や定住をより一層推進するとともに、官民連携による事業を推進するために町職員によるワーキンググループや町民参加の検討委員会など、議論を行ってまいりました。そうした議論の中で、今年度のプロジェクトとして町立国保病院が持っております医師住宅2棟を一般社団法人内へ共創ネットワークが購入をし、移住交流体験住宅もできるゲストハウスとして開設の準備を進めているところであります。現在、この住宅のコンセプトを検討している段階であります。また、「まち中音楽事業」と連動して、楽器や歌の練習が可能な防音室の設置でありますとか、宿泊利用以外にもリビングでイベントを開催するなど、宿泊者や町民の皆さんも入って交流できる場としての活用、ワーキングホリディや学生ボランティアなどの受入れなど、現在ある町内の宿泊施設とのすみ分けをしっかりと行った上でこれを、ゲストハウスづくりを今進めているところであります。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことが予想される中で、地域おこし協力隊をはじめとした新たな転入者やお試し移住の希望者など、幅広い職種や世代の人々に対し短期間の滞在・宿泊体験を通じて奈井江町を知り交流する機会を提供することによって、移住・定住の促進や関係人口、交流人口の拡大など新しい人の流れや地域を活性化させる動きが大切だと考えております。

関係機関とも連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁に代えさせていただきます。

●議長

(14時48分)

大関議員。

●8番

先ほど、どなたかの質問の答弁の中に過疎地の自治体がすべきでないこともせざるを得ないみたいな答弁がありましたけれども、実際に本当にそうでありまして、人口減少でやっぱり人が減ってくると民間の力も落ちてきますし、ちょっと大変なことがいっぱい起きてくるかなと思います。個人的には、何か奈井江町に立派な施設があつてどっかのスポーツの団体の学習やら、そういった方が来てくると本当にちょっとにぎわうなかと思っていますけれど、なかなか今の現状ではそんなこともできないかなと思います。民間のお風呂も今問題になっていますけれども、これでもっと利用者が多ければ、民間でも手を挙がる人がいるかもしれないと思いますし、やはり人口減少の進み方が課題となってきたかなと思います。奈井江町だと毎年20人ぐらい出生しますけれども、100人以上の方が亡くなってしまいますので、自然減でかなり厳しいかなと思っていますし、このいろんな自治体で定住対策などやっておりますけれども、どこかにたくさんの方がいるわけではなくて、ある程度すごく遠くから移住してくる人は減ってきているかなって、個人的には思っていて、人の取り合いも頭打ちになってきたかなと、本当に心配しています。一応、宿泊施設について調べたんですが、民泊っていう方法もあるようでありまして、2018年6月に施行された住宅宿泊事業法では、届出を出せば180日までは誰でも民泊を運営することができる。とありますが、自治体によっては近隣住民とのトラブルを懸念して、独自に条例を定めている自治体もあるということで、なかなか進んでいない状況もあるようです。民泊する家を作るには何か消防設備が必要だということもあって、お金がかかることもありますし、誰が来るか分からないのにそんなにフォームにお金をかけるのも難しいかなと本当に思っております。でも、町内だと空き家が増えてきて、その空き家をどうするかということで生涯活躍のまち等々で今検討されている最中だと思いますけれども、特に質問はありませんけれども、再質問しませんけれども、本当にこの空き家を利用しても1つの方法だと思いますし、今後も町がにぎわう政策の検討をいろいろと、いろいろな立場から見てもらって、いろんな政策を今後の第7期まちづくり計画に入れていってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問、これで終わります。

●議長

(14時52分)

町長。

●町長

質問はしないということですが、あえて一言だけ申し上げますと、まさに共奏ネットワークという一般社団法人を設立させていただいて、副町長が理事長の立場で、代表理事の立場で運営をしています。これをもって関係人口を増やすというようなことの一環として今これを取り組もうとしているわけですが、民泊のことも含めていろんな制度の隙間というか使えるものを使ってということでもありますし、その中で、先ほど質問でもあった地域おこし協力隊が本当に奈井江に行ってもいいかなということのお試しだとかにも使ってみたいし、まさに今月、町内に新しく居酒屋さんがオープンしていただきましたけれども、本当に全く想定もしない遠隔地からの起業ということでもあります。そういう人たちが一定の期間、奈井江を知るためのツールとして使える場であってほしいというのが1つと。さらには、いろんなイベントを協力隊の諸君が仕かけるときに、それに関わってくれる町内外の人たちが、そこで集ったり宿泊したりしながら実行していくと、そんな形の活用ができれば金銭的なメリットというものは少ないのかもしれないけれども、副産物が大きいのかなというようなことで、この取組を今進めているところであります。いろんな形で広がりが出てくるかと思っていますので、今しばらく時間をいただいて、ぜひまたご理解とご支援をいただければと思います。

終わります。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

(14時54分)

日程第7 報告第1号の上程・説明・質疑

(14時54分)

●議長

日程第7、報告第1号「令和5年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1頁をお開きください。

報告第1号「令和5年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」令和5年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令の規定により報告する。

令和6年6月19日提出。奈井江町長。

この計算書は、3月定例会においてご決定をいただきました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い報告をするものであり、戸籍及び住基システム改修事業1,050万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業36万9,000円、施設園芸生産基盤緊急支援事業550万円、小学校空調設備整備事業4,956万円、中学校空調設備整備事業5,127万1,000円、合計で1億1,720万5,000円の繰越額であります。

財源内訳は国道支出金4,578万6,000円、地方債7,130万円、一般財源11万9,000円となっております。

以上、繰越計算書について報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

日程第8 報告第2号の上程・説明・質疑

(14時56分)

●議長

日程第8、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の2頁をお開きください。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画後「期実施計画」の変更について」奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

令和6年6月19日提出。奈井江町長。

変更内容の詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご承認くだ

さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

企画財政課課長。

●企画財政課長

それでは、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画後「期実施計画」の変更について」ご説明いたしますので、定例会資料1頁、資料1の新旧対照表をご覧ください。

今回の変更は、令和5年度の事業実績、令和6年度の予算を踏まえた内容変更、新規掲載等を行ったものでございます。

1頁目から2頁目にかけて実施項目の変更を記載しておりますが、不妊治療に係る先進医療、産後ケア事業、陣痛タクシー、学校給食費の完全無償化、マイナンバーの保険証利用の開始を新規事業として追加するとともに、1ページ中段から下段にかけての施策では、国の施策で進める出産子育て応援ギフト事業の事業名が変更になったこと、また、国の方針に基づきこども家庭総合支援拠点を設置したこと、さらには現在残っている北町児童館の廃止に向けた検討を進めることから、文言の追加・修正を行ったものでございます。

次に、3頁になりますけれども、ここでは新規掲載実施年度の変更を行ったハード事業を掲載しておりますが、中段にあります町道・橋梁の改修補修工事2工事、下段にあります小中学校エアコン整備を新規掲載するとともに、消防関係車両や特定公共賃貸住宅の現状等を踏まえ、実施年度の延期などを行ったものでございます。

以上、「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・採決

(14時59分)

●議長

日程第9、議案第1号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の3頁をお開きください。

議案第1号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ9,225万9,000円を追加し、予算の総額を57億6,014万7,000円にするものであります。

令和6年6月19日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、議案書の11頁をお開きください。

2款1項1目の一般管理費、地域共同推進に要する経費では、自治会館整備等補助金8万円を追加計上、4目の財産管理費、その他公有財産の維持管理に要する経費では、東町コミュニティ会館解体工事におけるアスベスト含有調査の結果、工事請負費106万7,000円を追加計上、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費では、修繕料92万円を追加計上、庁舎整備等に要する経費では、外構工事における3月末までの出来高を踏まえ79万3,000円を追加計上。

12頁をお開きください。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立で53万円を追加計上、11目の役場庁舎整備基金では、ご寄附による積立で60万円を追加計上、3項1目の戸籍住民基本台帳費戸籍住民登録事務に要する経費では、戸籍システム文末認印登録業務委託料8万8,000円を追加計上、下段から13頁にわたります3款1項1目の社会福祉総務費、低所得者支援及び定額減税補足給付金に要する経費では、令和6年分所得税及び令和6年度分住民税の定額減税において減税しきれないと見込まれる方に対する給付金を支給するもので、事務費用、システム改修負担金等を合わせて4,829万5,000円を追加計上、下段から14頁にわたります、2項4目の認定こども園費、認定こども園の管理運営に要する経費では、図書コーナー設置に伴う費用50万円を追加計上、中段4款1項2目の予防費、母子保健事業等に要する経費では、1カ月検診委託料8万円を追加計上、その他、予防事務に要する経費では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種における委託料1,332万9,000円を追加計上、下段から15頁にわたります7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、交流サロンの非常用照明装置修繕料23万3,000円を追加計上、中段8款2項1目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、冬季間の雪害による補装水路改修など、町道の維持補修業務委託料2,453万円を追加計上、下段10款3項2目の事務局費、

スクールバスの運行に要する経費では、ヒーターの修繕料29万5,000円を追加計上。

16頁をお開きください。

1款2目の教育振興費、その他、小学校の教育振興に要する経費では、タブレット端末購入費91万9,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので8頁をお開きください。

1款2項1目の個人町民税では、定額減税の実施に伴い1,753万2,000円を減額計上、10款1項1目の地方特例交付金では、定額減税実施に伴う減収補填として1,753万2,000円を追加計上、15款2項1目の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,829万5,000円を追加計上、3目の衛生費国庫補助金では、母子保健衛生費補助金4万円を追加計上、5目の教育費国庫補助金では、公立学校情報機器整備費補助金23万6,000円を追加計上。

9頁をお開きください。

18款寄附金では、三角正様、佐々川俊寛様、株式会社富士工業様、奈井江建設協会様、匿名希望の方1名からのご寄附により、113万円を追加計上、19款1項1目の地域振興基金繰入金では、ご寄附をいただいた方のご意向に沿い、認定こども園における図書購入費の財源として50万円を追加計上、4目の役場庁舎整備基金繰入金では、事業費の増加により79万3,000円を追加計上、20款繰越金では前年度からの繰越金1億4,440万5,000円を追加計上。

10頁をお開きください。

21款5項1目の雑入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金として、事業関連雑収入846万6,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差、1億1,160万6,000円については、歳入9頁の財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・採決

(15時06分)

●議長

日程第10、議案第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の19頁をお開きください。

議案第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、繰越金の確定によるもので予算総額に変更はございません。

令和6年度6月19日提出。奈井江町長。

補正予算の内容についてご説明いたしますので、22頁をお開きください。

繰越金では、前年度からの繰越金699万7,000円を追加計上、基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・採決

(15時08分)

●議長

日程第11、議案第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の23頁をお開きください。
議案第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。
歳入歳出それぞれ9万円を追加し、予算の総額を1億1,079万円とするものであります。
令和6年6月19日提出。奈井江町長。
補正予算の内容について説明いたしますので、28頁をお開きください。
歳入の繰越金では、前年度からの繰越金9万円を追加計上、29頁、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度繰越金の確定により9万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明日、6月20日は議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため、明日6月20日は休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会と

いたします。

なお、21日は10時より会議を再開いたします。
大変ご苦労さまでした。

(15時10分)

令和6年第2回奈井江町議会定例会

令和6年6月21日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 4号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 5号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 5 議案第 7号 工事請負契約について
【奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設 自主検査装置・下見検査装置更新工事】
- 第 6 議案第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第 8 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第 9 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第10 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第11 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	辻 脇 泰 弘
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事		杉 野 和 博
産 業 観 光 課 参 事		石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事		松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事		鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 長		加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者		田 中 恵
企 画 財 政 課 長		井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長		遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐		辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員		山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長		笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。第2回定例会の最終日のご出席、ご苦労さまです。
ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番石川議員、6番大矢議員
を指名いたします。

日程第2 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第2、議案第4号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、おはようございます。定例会出席、お疲れさまでございます。

それでは、議案書の30ページをお開きください。

議案第4号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例」について。

令和6年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料徴収基
準表の一部を見直し、第8階層に係る保育料の増額を行うものであります。附則におい
て、令和6年7月1日から適用することとしております。

以上、「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第3、議案第5号「奈井江町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の31ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について。

令和6年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、こども未来戦略における施策の一つとして、家庭的保育事業等における職員配置基準の改善を図るため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳児及び4歳以上児についての職員配置基準の見直しが行われたことにより、条例の一部改正を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

以上、「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番大矢議員。

●6番

6番。全国的に保育士確保に苦勞している中での改正ですけれども、奈井江の認定保育園での影響について伺います。

また、保育園は定数に満たないと認識しておりますけれども、入園できなかった方がいると聞いています。保育士確保に関係があるのかお伺いいたしたいと思っております。

●議長

答弁を求めます。

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

認定こども園での影響というところでございますが、ただいま、規定の保育士数を確保しているということで、特に影響はございません。

また、入園に関して、入園できなかったお子さんがいらっしゃるのではないかとということで、去年、令和5年度において、認定こども園に入園できず待機児童となったお子さんはいないと認識しております。

また、保育士確保に問題があるのではないかとということについても、ただいま、定数に満たしておりますので、特に問題はないと認識してございます。

●議長

6番大矢議員。

●6番

現状は問題ないということですが、ますます保育士確保が難しくなるということが予想されますので、保育所運営、子育て支援に対して影響がないようによろしくお願いいたします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

ほか質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第4、議案第6号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の32ページをお開きください。

議案第6号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」。

地方自治法の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。
令和6年6月19日提出、奈井江町長。

本案は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、本規約の一部を変更することについて協議するため提出するものであり、地方自治法の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第5、議案第7号「工事請負契約について【奈井江町米穀乾燥調整貯蔵施設 自主検査装置・下見検査装置更新工事】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の33ページをお開きください。

議案第7号「工事請負契約について」。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和6年6月19日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約の目的、奈井江町米穀乾燥調整貯蔵施設自主検査装置・下見検査装置更新工事。契約の方法、指名競争入札による。契約の金額、9,570万円。契約の相手方、兵庫県尼崎市、クボタアグリサービス株式会社であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、「工事請負契約について」ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時09分)

●議長

日程第6、議案第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書の35ページをお開きください。

議案第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

固定資産評価審査委員会委員井戸博勝氏が令和6年6月23日付をもって任期満了となるので、梅本昌宏氏を選任いたしたく地方税法の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

令和6年6月19日提出、奈井江町長。

梅本氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時11分)

●議長

日程第7、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の施策の充実・強化を求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和6年6月21日提出、提案者、奈井江町議会議員石川正人、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく根岸一志。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

2枚目に入ります。

「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」。前文を省略いたします。

記といたしまして、1つ、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2つ目、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日、北海道空知郡奈井江町議会議長。
以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。
5番石川議員。

●5番

5番。それでは、補足説明をいたします。
本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全・地球温暖化防止・林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。
本町においても様々な取組を進めてきたところではありますが、森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。
よって、意見書を提出いたします。全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時15分)

●議長

日程第8、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」。

下記日程のとおり議員を派遣したいので、承認を求める。

令和6年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1つ目は、北海道町村議会議員研修会派遣についてでございます。派遣先につきましては、札幌市、期日につきましては、7月2日火曜日でございます。派遣議員は、全議員といたします。経費につきましては、8万2,000円以内でございます。

2つ目ですが、空知町村議会議員研修会派遣についてでございます。派遣先は、上砂川町、期日は、7月10日水曜日でございます。派遣議員は、全議員でございます。経費は、5万1,000円以内といたします。

3つ目、北海道町村議会広報研修会派遣についてでございます。派遣先につきましては、札幌市、期日は、8月20日火曜日でございます。派遣議員は全議員、経費は4万円以内といたします。

裏面をお開きお願いいたします。

4番目といたしまして、中空知ふるさと市町村圏議員交流会派遣についてでございます。派遣先は芦別市、期日は10月17日木曜日、派遣議員は全議員、経費は6万2,000円以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することといたしたいと思っております。なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任を願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 9 調査第 1 号の上程・説明・付託

(10時18分)

●議長

日程第 9、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和 6 年 6 月 21 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含みます）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間は次期定例会までといたします。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 10 調査第 2 号の上程・説明・付託

(10時19分)

●議長

日程第 10、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和6年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項といたしまして、調査第1号、廃棄物処理について（現地調査を含む）。調査第2号、公民館・図書館の管理運営について（現地調査を含む）。調査第3号、町税の賦課徴収状況と財政状況について。調査日程、3日間以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第11 調査第3号の上程・説明・付託

（10時21分）

●議長

日程第11、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和6年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会までといたします。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年奈井江町議会第2回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時23分)